

第2回米国の関税措置に関する
中小企業支援機関の情報共有会議 次第

日 時 令和7(2025)年5月30日(金)

9:30～10:30

会 場 ピュアリティまきび 3階「橘」

1 開 会

2 県からの報告

3 国等からの説明

4 各関係機関からの報告

(1) 支援機関

(2) 金融機関等

5 閉 会

第2回米国の関税措置に関する中小企業支援機関の情報共有会議
出席者機関

機関名	
(一社)岡山県商工会議所連合会	
岡山県商工会連合会	
岡山県中小企業団体中央会	
(公財)岡山県産業振興財団	
岡山県信用保証協会	
(株)日本政策金融公庫 岡山支店 国民生活事業	
(株)日本政策金融公庫 岡山支店 中小企業事業	
(株)商工組合中央金庫 岡山支店	
(株)中国銀行	
(株)トマト銀行	
おかやま信用金庫	
国 等	中国経済産業局
	中国財務局 岡山財務事務所
	岡山労働局 職業安定部
	(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 岡山貿易情報センター
岡山県	

米国の関税措置に伴う県内企業への影響及び支援策

1 米国関税措置の概要

(1) 自動車への追加関税

- ・ 輸入する自動車と主要部品（エンジン・トランスミッション等）へ 25% の追加関税を適用

日本からは	自動車	2.5% → 27.5%
	一部トラック	25% → 50%

- ・ 自動車は 4 月 3 日発動、主要部品は 5 月 3 日発動

(2) 国、地域別の相互関税

- ・ ほぼ全ての品目に一律 10% の基本関税を適用（4 月 5 日発動）
- ・ 国、地域別に関税率を上乗せし、日本には合計で 24% を適用予定
（7 月 9 日まで上乗せを停止）

※（1）自動車への追加関税への二重上乗せは行われない

2 当面の支援策

(1) 相談体制・情報提供等の強化

- ① 相談窓口の設置
 - ・ 県中小企業支援センターで相談窓口を設置
- ② 県中小企業支援センターによる専門家派遣
- ③ 情報提供
 - ・ 県ホームページや情報共有会議の開催 等

(2) 資金繰り支援

県制度融資（経済変動対策資金）による資金繰りの支援

融資限度額 : 8,000 万円

融資期間 : 10 年以内（据置 2 年以内）

融資利率 : 当初 2 年間 年 0.50% 以内、3 年目以降 1.15% 以内

保証料率 : 年 0.45～1.52%

3 県内企業への影響調査の実施

- ・ 中小企業 【別紙 1】
- ・ 自動車関連企業 【別紙 2】

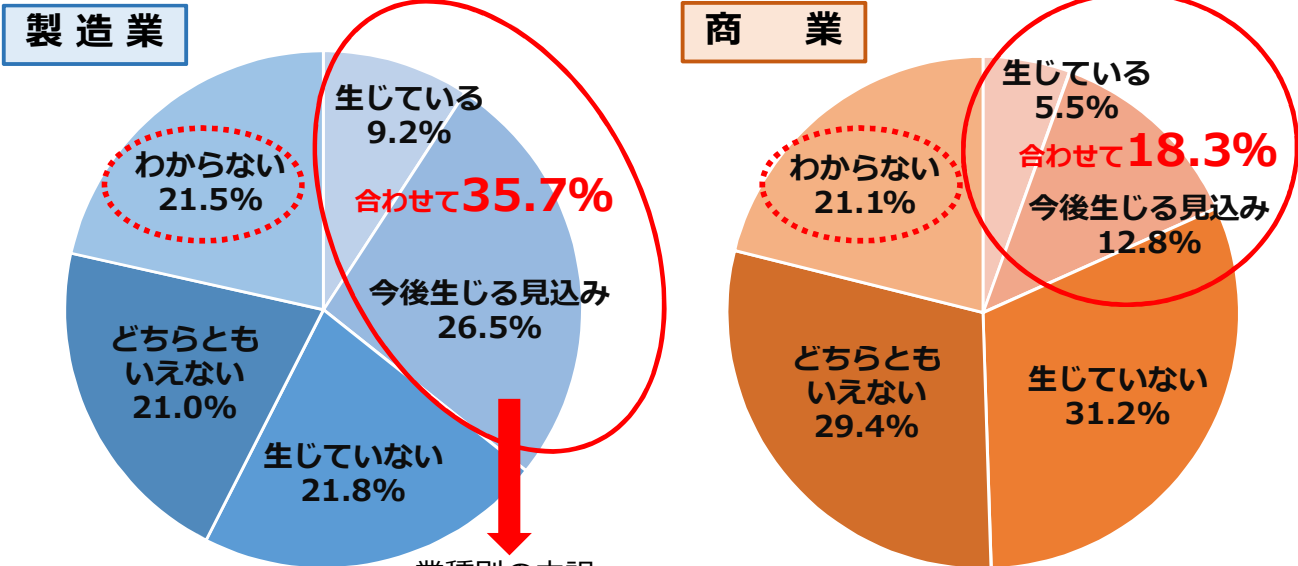
県内中小企業を対象とした 米国の関税措置に係る影響調査

調査時点	令和 7 (2025) 年 5 月 1 日
調査対象	製造業 580 社 (※ 1) 商 業 170 社 (※ 2) 計 750 社
回答状況	製造業 381 社 (65.7%) 商 業 109 社 (64.1%) 計 490 社 (65.3%)

(※ 1) 繊維工業、鉄鋼非鉄、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、プラスチック、その他
(※ 2) 卸売業、小売業

令和 7 (2025) 年 5 月 30 日
岡山県産業労働部

Q1 米国の関税措置のマイナス影響は？



業種別の内訳

☑ マイナス影響の反応は
製造業の方が顕著。

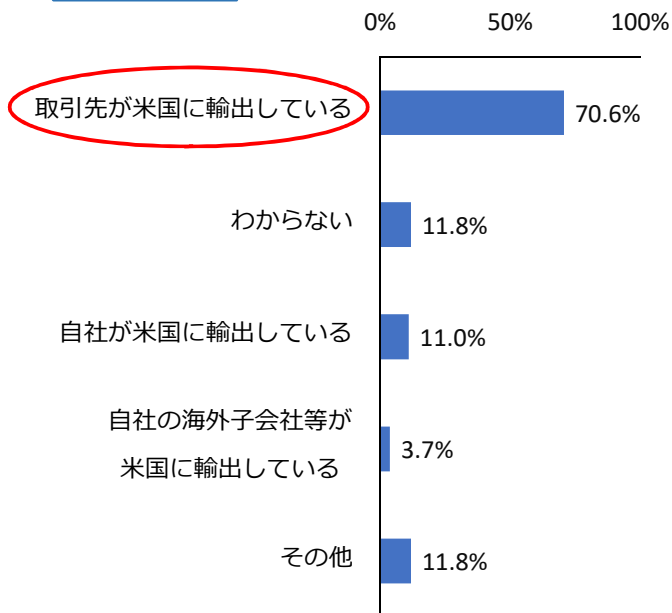
☑ 「わからない」と回答した企業も
2 割程度あり。

☑ 製造業の業種別でみると
関税の影響が「生じている」又は「今後生じる見込み」と回答した企業の割合は
「一般機械」(56.5%) が最も高く、次いで「輸送機械」(48.1%) が高い。

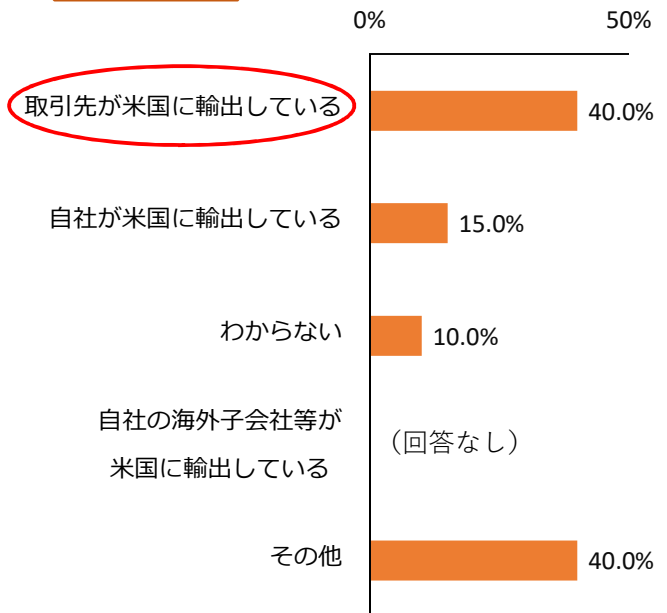
上位 4 業種		生じている	今後生じる見込み	計
1	一般機械	15.9%	40.6%	56.5%
2	輸送機械	0.0%	48.1%	48.1%
3	プラスチック	4.5%	36.4%	40.9%
4	鉄鋼非鉄	3.6%	35.7%	39.3%

Q2 影響が生じる取引形態は？（複数選択可）

製造業



商業



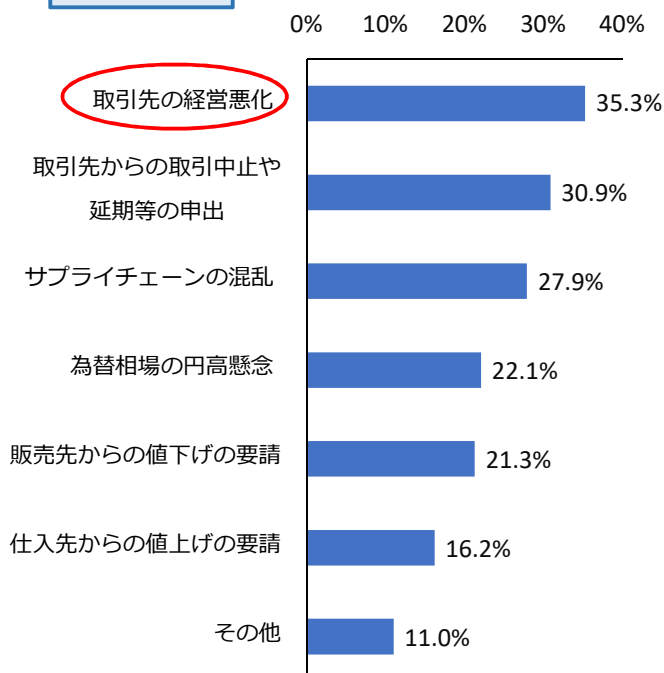
「その他（自由記入欄）」抜粋

製造業	世界的な流通減少／米国に輸出する国への販売／設備投資の意欲減少／景気減速
商業	顧客が輸出企業の下請け先／輸入品の値上がり／輸入商品の需給バランスの乱れ

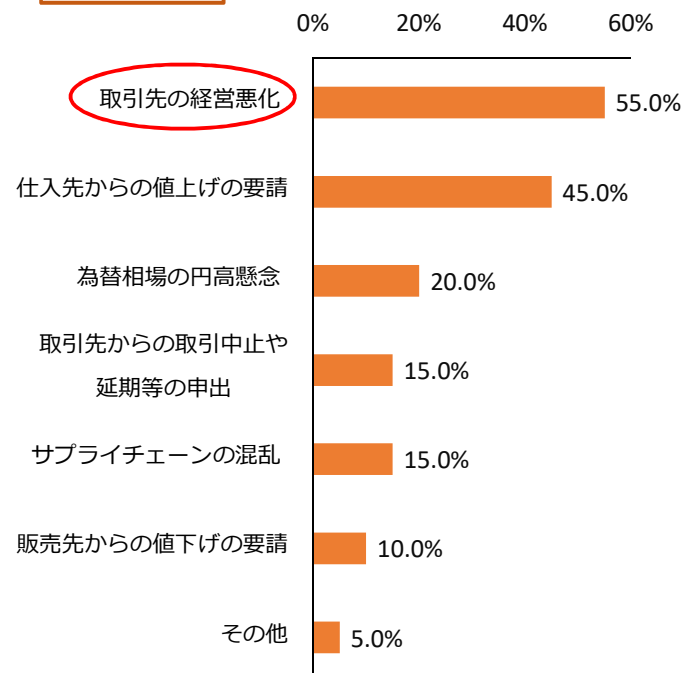
2

Q3 影響が生じる主な原因は？（複数選択可、3つ以内）

製造業



商業

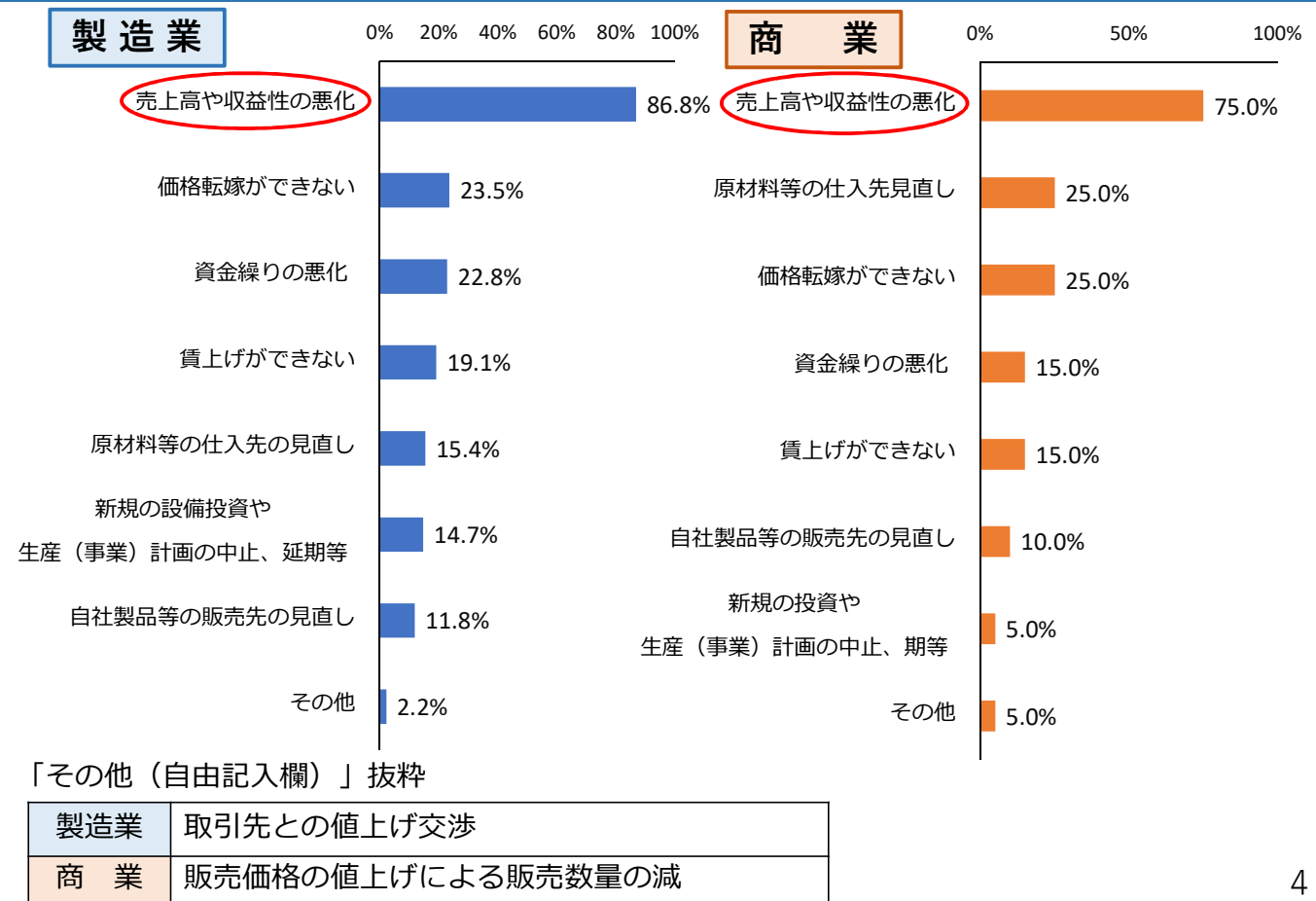


「その他（自由記入欄）」抜粋

製造業	受注量、受注額の減少／米国の景気悪化／為替変動
商業	販売価格の値上げによる販売数量の減

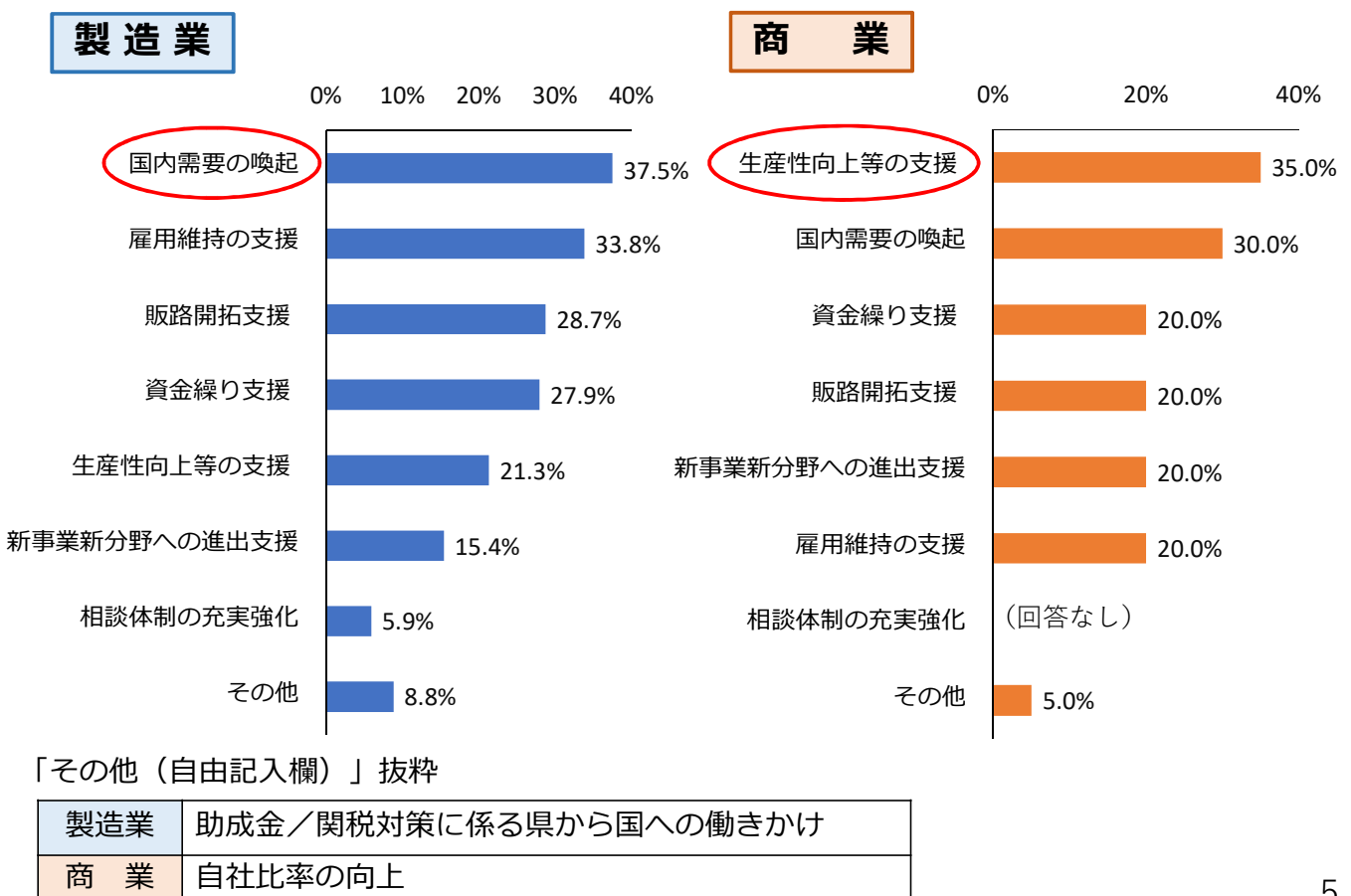
3

Q4 今後、見込まれる影響は？（複数選択可、3つ以内）



4

Q5 期待する支援策等は？（複数選択可、3つ以内）

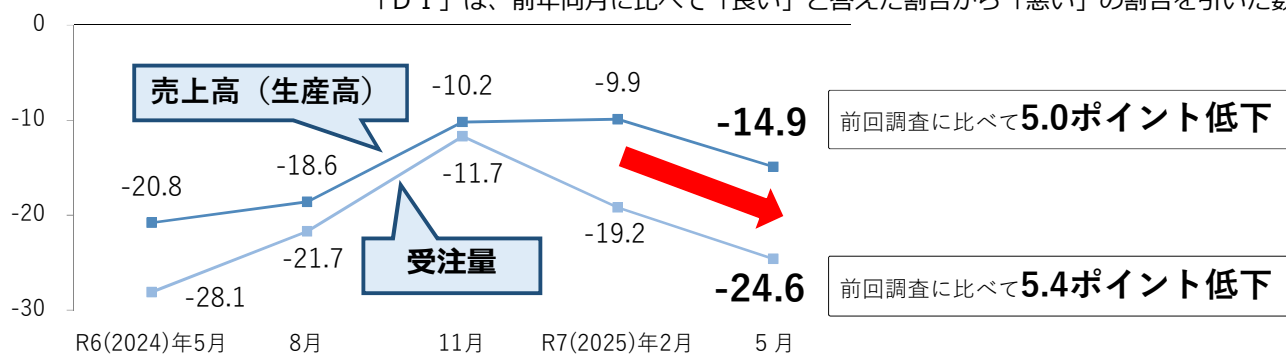


5

<参考> 県内中小製造業における景況状況

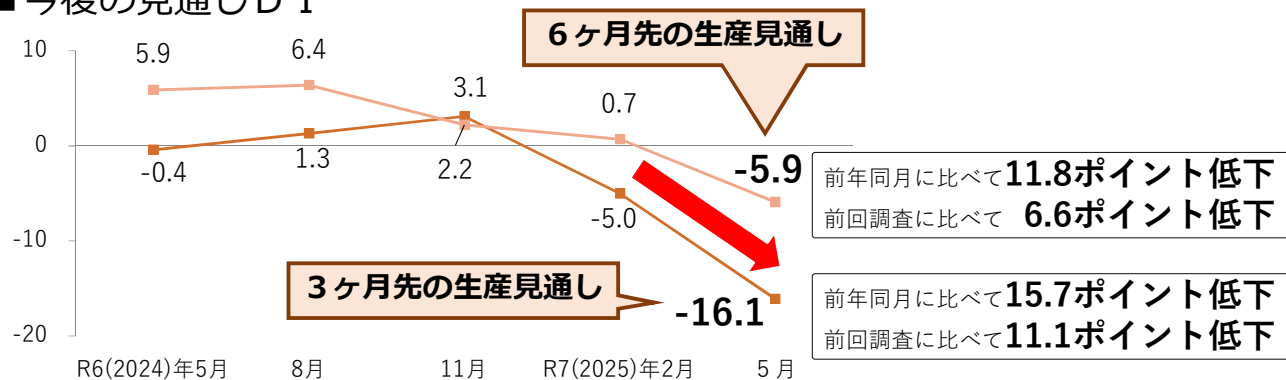
■ 景況 D I

注) 「米国の関税措置に係る影響調査」は、「景況調査」に附帯して実施
「D I」は、前年同月に比べて「良い」と答えた割合から「悪い」の割合を引いた数値



● このほか **資金繰り D I (11.4)** についても、前回調査に比べて **2.6ポイント低下**

■ 今後の見通し D I



県内自動車関連企業を対象とした米国の関税措置に係る影響調査

岡山県自動車関連企業への影響調査結果

■「岡山県自動車関連企業ネットワーク会議」※会員企業に対し影響調査を実施。

※県内自動車関連企業が集まり、情報共有や意見交換を通じて技術力や生産性向上、人材育成等に主体的に取り組む組織

■調査時点：令和 7 (2025) 年 5 月 1 日

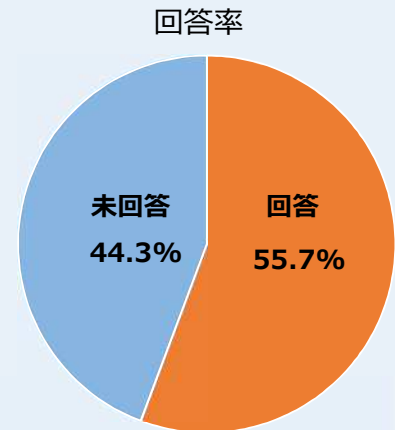
対象企業：79 社

回答率：44 社 (55.7%)

■調査結果

- ・米国に直接または間接的に輸出している企業が 8 割を超えていることから、米国関税措置の影響が予想される企業の割合が高い。また、約 2 割の企業からは、既に売上等への影響が生じているとの回答があった。
- ・多くの企業が経営の悪化を懸念しており、既に取引先から生産調整に関わる連絡を受けている企業も見受けられた。
- ・先行きの見通しが立たないことへの不安や、関税措置の長期化による生産拠点の変更に伴う国内工場の稼働率の低下を懸念する声があった。

※詳細は次頁以降に記載



1. 米国への輸出状況について

Q 1. 御社の取引形態を教えてください。（複数回答可）

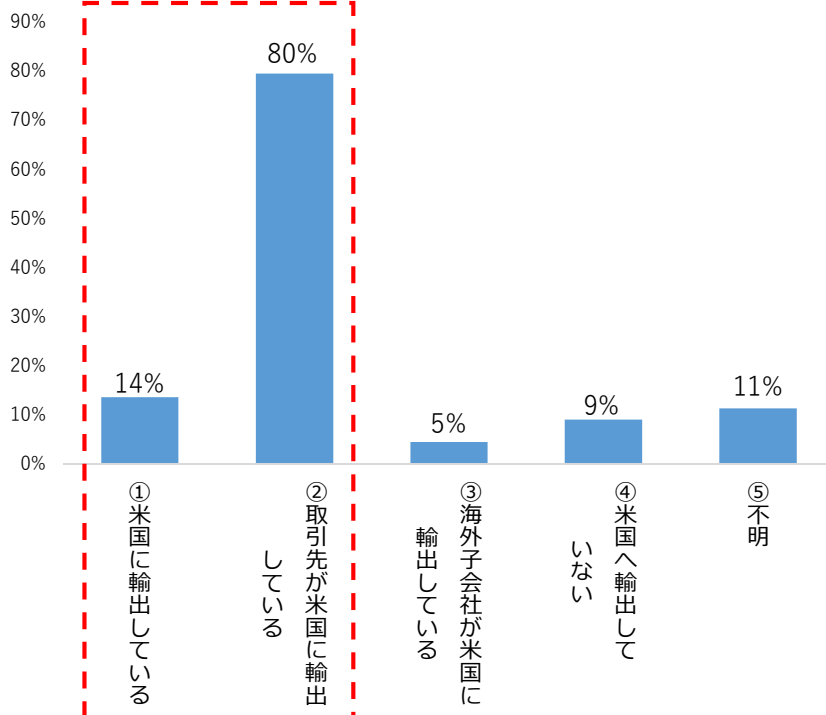
●有効回答数44社

●直接米国に輸出している企業の割合が14%

●取引先が米国に輸出している企業の割合が80%と最も高い

●「①米国に輸出している」、「②取引先が米国に輸出している」を合わせると8割を超え※、米国に輸出する製品を生産してる自動車関連企業の割合が高い

※「①米国に輸出している」及び「②取引先が米国に輸出している」の重複回答を除く



（注）複数回答のため、合計は100%を超える

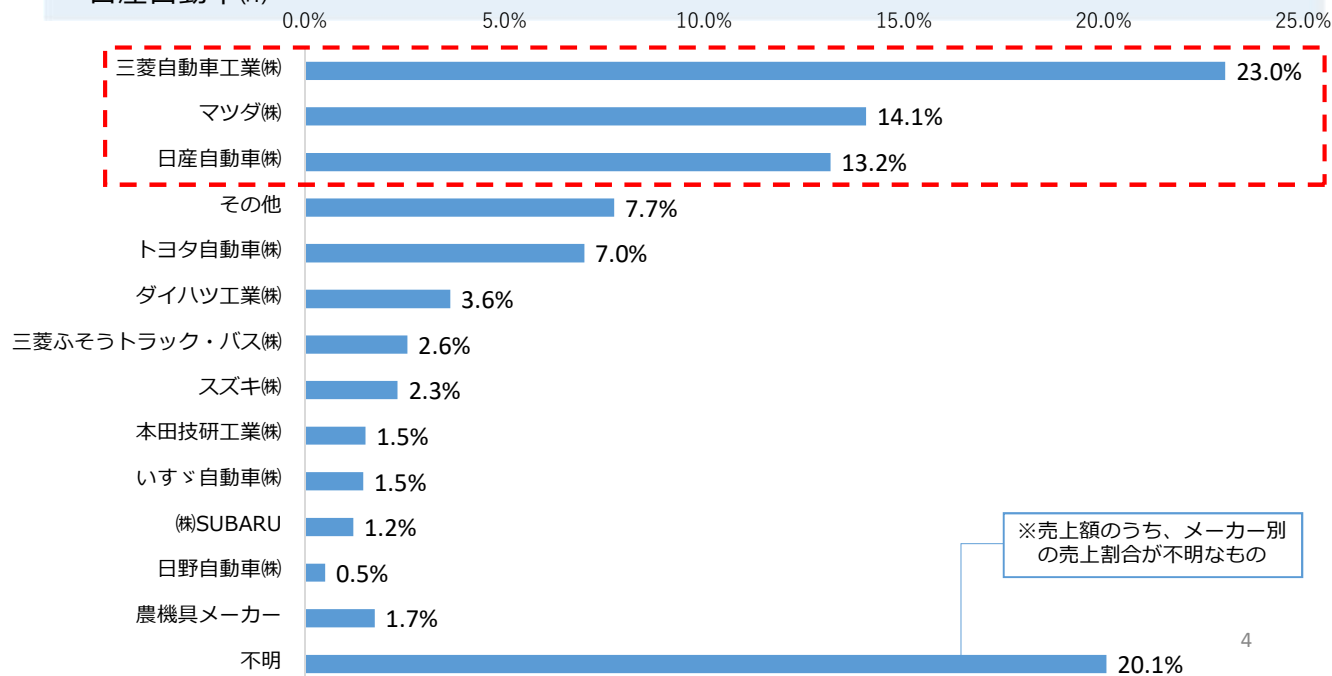
3

【参考】メーカー別売上割合（国内外を含む）について

自動車メーカー系列ごとの売上割合を教えてください。

●有効回答数36社

●全体の売上額に占める割合が最も高いのは三菱自動車工業(株)であり、次いで、マツダ(株)、日産自動車(株)



※売上額のうち、メーカー別の売上割合が不明なもの

4

2. 米国関税措置による売上への影響について

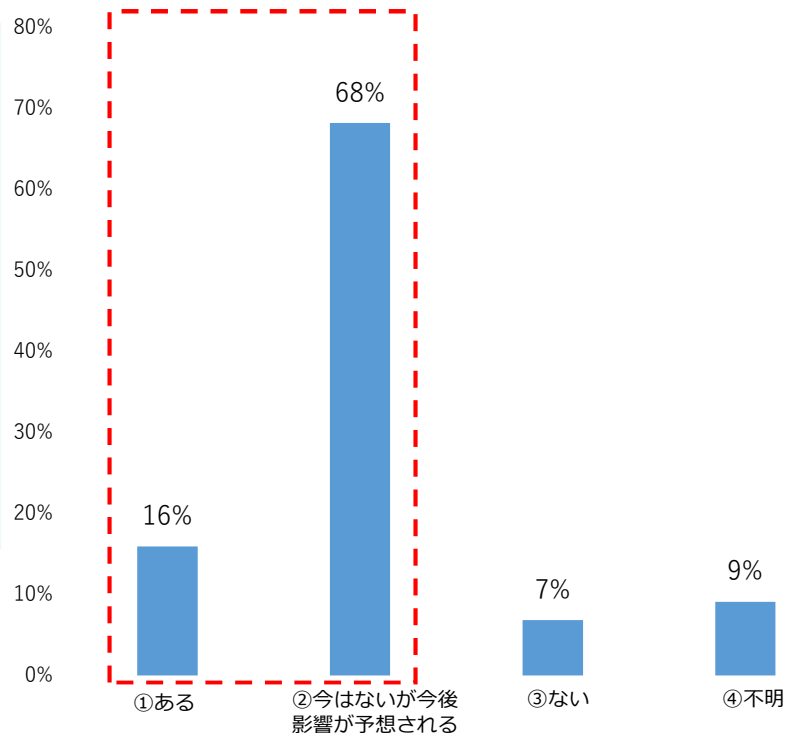
Q 2. 米国関税引上げによる売上への影響がありますか。

- 有効回答数44社

- 売上への影響については、「今はないが今後影響が予想される」と回答した企業の割合が68%と最も高い

- また、「影響がある」と回答した企業の割合は、16%であった

- 「①影響がある」と「②今後影響が予想される」を合わせると8割を超える



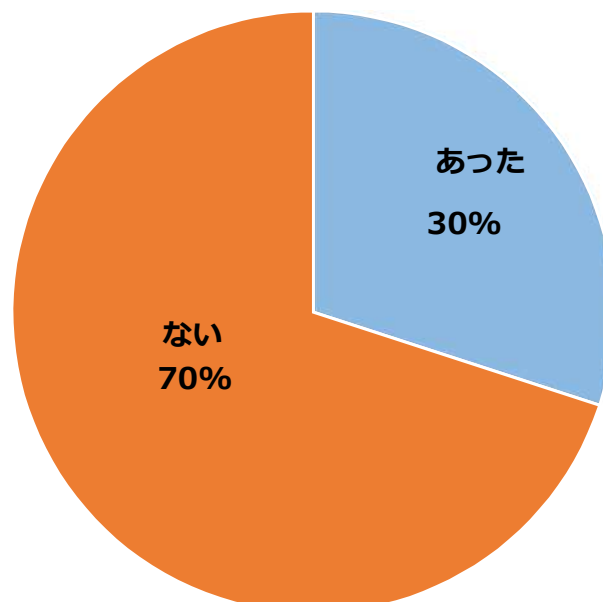
5

3. 取引先からの生産調整等に関する連絡について

Q 3. 取引先から生産調整等に関する連絡はありましたか。

- 有効回答数40社

- 3割の企業が既に取引先から生産調整等に関する連絡を受けている。



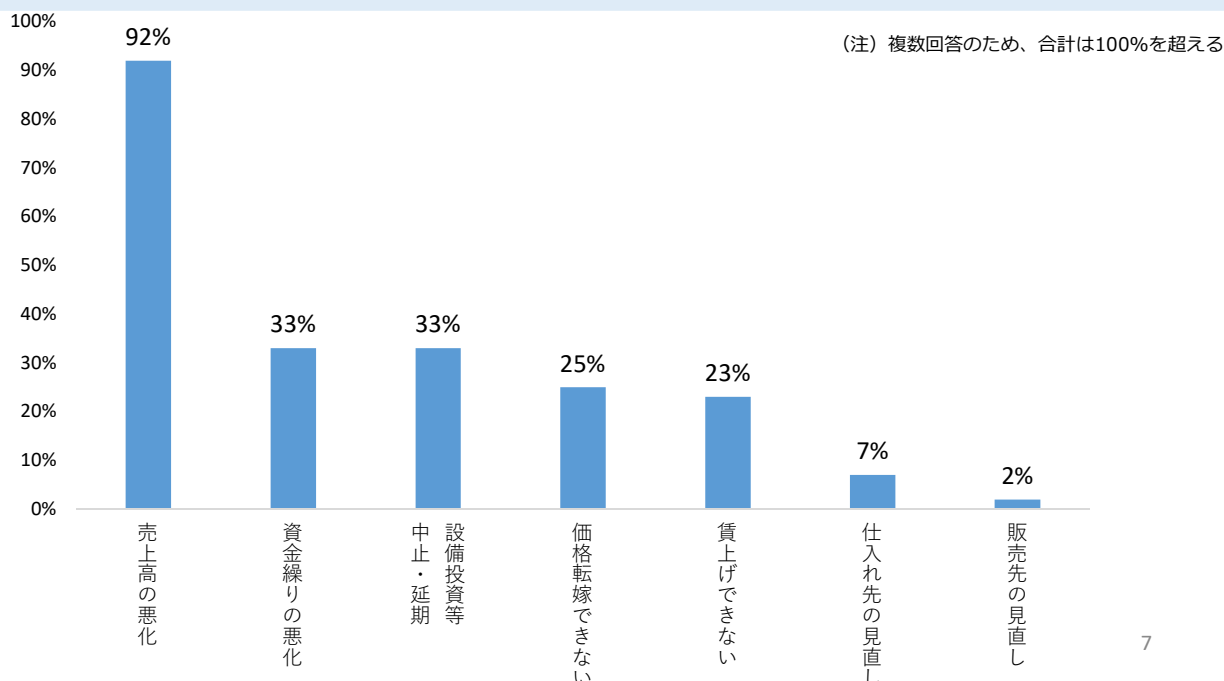
6

4. 今後の想定される影響について

Q4. 今後どのような影響が見込まれますか。（複数回答可）

●有効回答数39社

- 今後予想される影響は、「売上高の悪化」が92%と最も割合が高く、次いで「設備投資等中止・延期」及び「資金繰りの悪化」が33%と同割合であった。

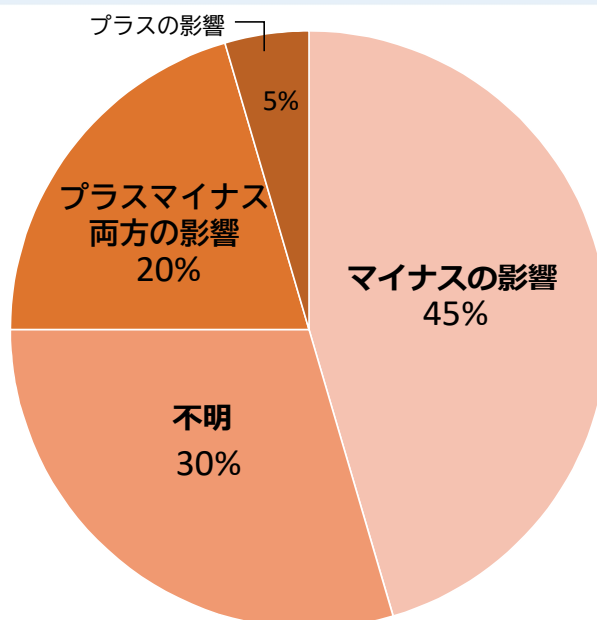


【参考】為替レートが円高となった場合の影響について

為替レートが円高となった場合、どのような影響が予想されますか。

●有効回答数44社

- 円高が自社にマイナスの影響を与えると回答した企業の割合が最も高く45%であった。次いで、不明が30%、プラスマイナス両方の影響があると回答した企業の割合が20%であった。



5. 関税引上げの影響への期待する支援策について

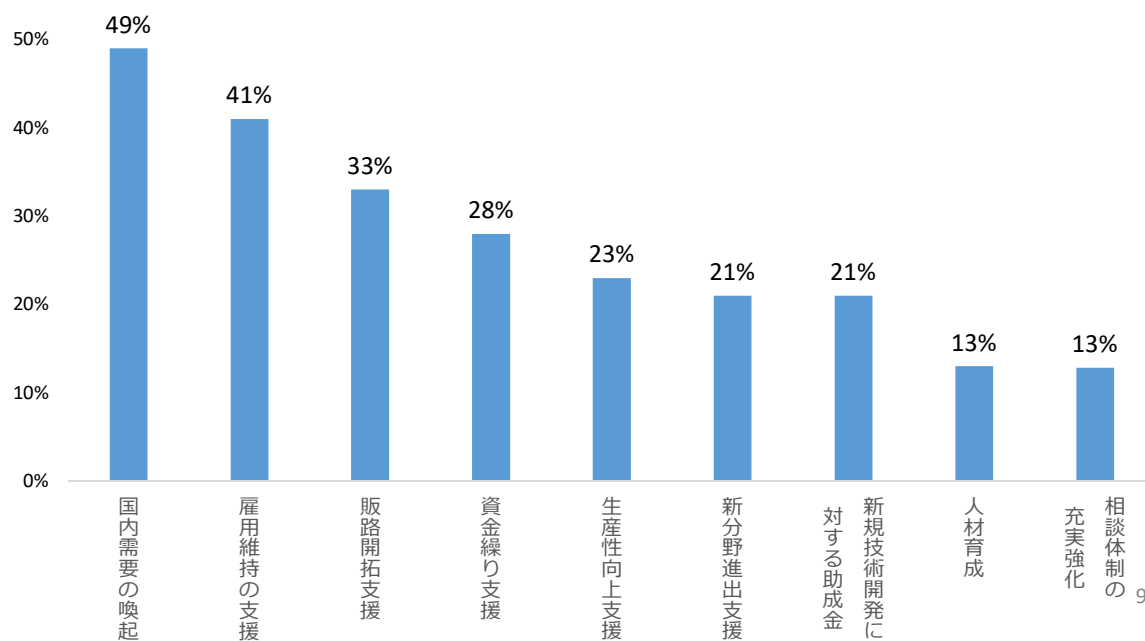
Q 5. 本件の影響に対し、期待する支援策は何ですか。（複数回答可）

●有効回答数39社

●期待する支援策は、「国内需要の喚起」と回答した企業の割合が最も高く49%であり、次いで、「雇用維持の支援」が41%であった。

60%

（注）複数回答のため、合計は100%を超える





経済産業省
中国経済産業局

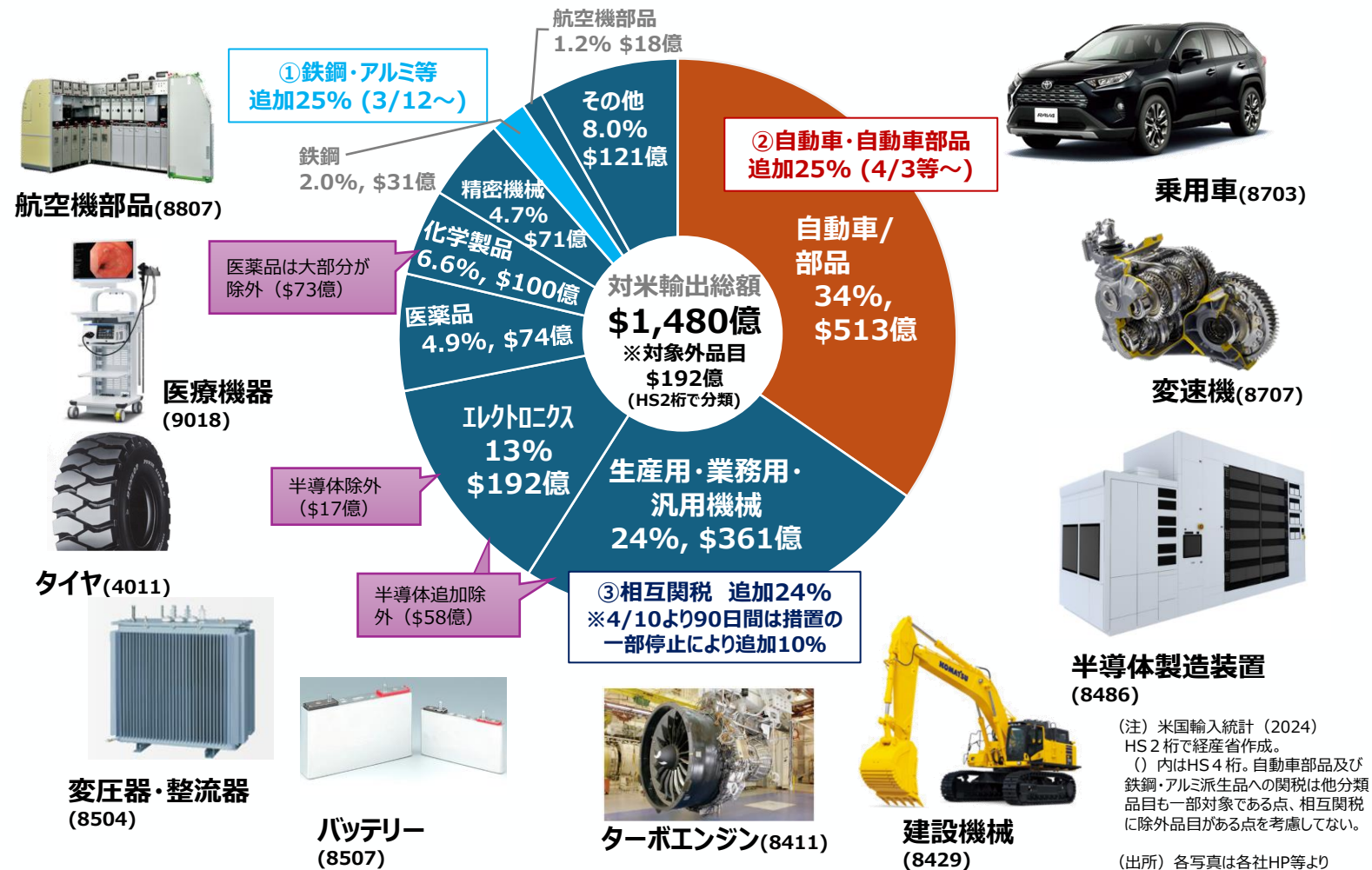
米国の関税措置に対する対応について

2025年5月30日

中国経済産業局

米国の日本からの輸入品目と追加関税賦課状況

米国政府は、①鉄鋼・アルミ及び派生品、②自動車及び自動車部品への関税、③相互関税を発動。相互関税除外品は、今後、個別に関税措置を予定（半導体、医薬品等）。



- 自動車は、消費者向け (BtoC) で競合他社も多いため、値上げが難しく、値上げをした場合には売上げが減少するリスク。
- それ以外の企業向け (BtoB) の品目 (機械・素材等) は、製品の特異性や技術力に応じて値上げ交渉の余地があるものもあるが、仮に転嫁ができたとしても今後の市場環境によっては販売数量へのリスクあり。

(参考) 米国の日本からの輸入品目 (HSコード4桁ベース : 2024年)

		H Sコード	品目名	輸入額 (億ドル)	割合 (%)	
自動車・自動車部品関税 +25%	{	1	8703	乗用車その他自動車	408	27
		2	8708	自動車部品	74	5
相互関税+24% ※ただし医薬品・半導体等の 対象外品目有	{	3	8429	建機（ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル）	53	4
		4	3002	医療品（血液等の免疫産品、ワクチン、毒素、細胞培養物等）	53	4
		5	8486	半導体製造装置	40	3
		6	8443	印刷機並びに部分品及び付属品	32	2
		7	8507	蓄電池	30	2
		8	8411	ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	21	1
		9	9018	医療用機器	21	1
		10	3824	鑄造用の薬剤（鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤、化学品、調整品）	20	1
		11	3004	医薬品	19	1
		12	8807	航空機部品	18	1
		13	8409	航空機用・船舶用エンジン部品	16	1
		14	8504	変圧器・整流器・インダクタ	15	1
		15	8407	航空機用・船舶用エンジン	15	1

1. プッシュ型ヒアリングにおける声や支援策の紹介例

- 4月3日以降、当局では、自動車関連、その他製造業等計41社に対してプッシュ型ヒアリングを行い、米国の関税措置の影響、懸念、今後の対応方針や支援ニーズ等を聞き取っている。
- その際、各社の状況に応じて活用可能な支援策のアドバイスや当局ホームページ（次頁）の内容を紹介している。

主な声と活用可能な支援策

主な声		活用可能な支援策
関税措置の内容について知りたい	- 米国HSコード、原産地証明などの関連情報の最新版がほしい - まとめて解説してくれるウェブサイトがあれば助かる	- 中国経済産業局の専用ポータルサイト“米国関税対策” - ジェトロのホームページに掲載されているビジネス短信の活用
資金繰りの相談がしたい	- 今後影響が大きくなった場合、目先の資金繰りが不安 - 取引停止等の直接的な影響がある	- セーフティネット貸付等を活用した運転資金調達 - 貿易保険を活用した契約破棄等による損失の補償
米国以外へ販路開拓したい	- 欧州や東南アジア等の販路開拓を検討したい - 今後のリスク分散のため、国内外への販路拡大を強化したい	- ものづくり補助金（グローバル化枠）を活用した海外需要の開拓 - 新事業進出補助金を活用した高付加価値市場への進出 - 新規輸出1万者支援プログラム（ジェトロ）の活用
新事業展開、雇用関係の相談をしたい	- 新規顧客開拓のため、新製品開発を進めたい - 生産調整による受注減の雇用への影響を懸念	- ミカタプロジェクト等を通じた事業戦略の見直し、専門家派遣による助言 - 新事業進出補助金を活用した高付加価値市場への進出 - 雇用調整助成金の活用（厚生労働省）

【参考】中国経済産業局 専用ポータルサイト“米国関税対策”



米国関税対策

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けて、短期の対応として、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援等を実施しています。

本ページでは、米国による関税措置の内容に関する情報と、経済産業省や管内関係機関の支援策の情報を提供します。



掲載ラインナップ

- 新着情報
- 相談窓口関係
- 支援策についてお知りになりたい方はこちら
- 米国関税措置についてお知りになりたい方はこちら
- 参考リンク

2. 米国の関税措置を踏まえた国内企業向けサポートの概要

1. 特別相談窓口の設置

参考①

2025年4月3日から、各地方経済産業局及び全国の政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に、自動車部品メーカー等、米国による自動車等に対する追加関税措置の影響が懸念される企業からの様々な相談を受け付ける窓口として、「米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口」を開設。

【中国地域の相談窓口105か所】

中国経済産業局（地域経済課）、中小機構中国本部、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、日本貿易保険

※JETRO（日本貿易振興機構）においても2月2日に「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」をJETROの北米およびメキシコ、中国事務所、本部および国内事務所（中国地域は鳥取・島根・岡山・広島・山口）に設置。

2. セーフティネット貸付の要件緩和

参考②

日本政策金融公庫及び商工中金が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和。
支援対象を米国の自動車等に対する追加関税措置の影響を受ける事業者にまで拡大。

【緩和内容】「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

【実施時期】2025年4月3日～

3. 日本貿易保険(NEXI)による貿易保険の対象拡充及び運転資金調達支援

参考③

①今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする（関税措置決定前に有効な保険契約が対象）。②北米等で事業活動を行う日系子会社の資金ニーズに応えるため、海外事業資金貸付保険を活用した運転資金の調達を支援する。②は別途詳細が決定次第、発表予定。

4. 補助金の優先的採択

参考④⑤

「ものづくり補助金」（補助上限額最大4000万円、補助率1/2又は2/3）や、「新事業進出補助金」（補助上限額最大9000万円、補助率1/2）について、影響を受けた中小企業が出てきた場合には、優先的に採択。

5. 自動車産業「ミカタプロジェクト」

参考⑥

中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。全国各地の支援拠点による伴走支援を行う。

【中国地域の支援拠点】

中小企業基盤整備機構中国本部、岡山県産業振興財団、ひろしま産業振興機構

特別相談窓口の設置

- 本年4月3日、中国経済産業局に特別相談窓口を設置。また、中国5県の政府系金融機関、商工団体、中小機構中国本部など、中国地域105カ所にも相談窓口を設置。（岡山県内には21カ所を設置）
- 中小・小規模事業者の皆様方の御懸念・御不安・御相談に、きめ細かく対応するとともに、関係業界への影響を調査・把握。
- なお、JETROや中国5県においても相談窓口を設置しているほか、「ミカタプロジェクト【参考②】」において自動車部品サプライヤーに対して支援を実施。市町村や民間金融機関も随時相談窓口を開設中。

設置機関	支店・営業所名
中国経済産業局	地域経済部 地域経済課（082-224-5615）
日本政策金融公庫	鳥取、米子、松江、浜田、岡山、津山、倉敷、広島、尾道、福山、呉、山口、下関、徳山、岩国（計20カ所） ※鳥取、松江、岡山、広島、下関は、中小企業事業と国民生活事業の2事業別に窓口設置
商工中金	鳥取、米子、松江、浜田、岡山、広島、広島西部、福山、下関、徳山（計10カ所）
信用保証協会	各県（計5カ所）
商工会議所	管内の全商工会議所（計51カ所）
商工会連合会	各県（計5カ所）
中小企業団体中央会	各県（計5カ所）
よろず支援拠点	各県（計5カ所）
中小企業基盤整備機構	中国本部
全国商店街振興組合連合会	— ※全国対応
日本貿易保険	大阪支店 ※西日本対応

設置機関	各県事務所
JETRO （日本貿易振興機構）	鳥取（0857-52-4335）島根（0852-27-3121） 岡山（086-224-0853）広島（082-535-2511） 山口（083-231-5022）
ミカタプロジェクト	担当支援拠点
岡山県	岡山県産業振興財団
広島県	ひろしま産業振興機構
鳥取県、島根県、山口県	中小企業基盤整備機構 中国本部
設置自治体	担当課
鳥取県	経営支援課
島根県	中小企業課
岡山県	経営支援課
広島県	経営革新課
山口県	経営金融課

特別相談窓口への相談状況

- 全国約1,000カ所に相談窓口を設置し、JETROを中心にこれまで計2,631件の問合せがあった（5/8時点）。

※中国管内では、経済産業局、政府系金融機関、商工団体等に105箇所の特別相談窓口を設置。

- 相談内容は関税措置の詳細に係る相談が中心だが、足下では資金繰りに関する相談も増加している。

＜相談窓口における対応：5/8時点：全国ベース＞

設置機関	窓口数	相談件数
日本貿易振興機構（JETRO）	126	1723
日本政策金融公庫	219	457
日本貿易保険（NEXI）	2	61
商工会議所	515	83
地方経済産業局	9	18
信用保証協会	51	146
よろず支援拠点	47	48
その他	212	95
合計	1181	2631

資料：経済産業省第3回米国関税対策本部_資料2より引用

セーフティネット貸し付けの要件緩和

- 日本政策金融公庫等が実施するセーフティネット貸付の要件を緩和し、支援対象を自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者にまで拡大。
- 「売上高前年同期比5%以上減」という要件を満たさなくても、関税引上げの影響を受けたことの説明があれば適用可能とする。

官民金融機関への相談呼びかけ

- 金融庁・財務省等とともに官民金融機関に対し、資金繰り等に重大な支障を来すことがないよう、影響を受ける中小企業の相談に丁寧に対応するよう要請。

セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の概要

【対象者】

- 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者

【対象要件】

- 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等→特別相談窓口が設置された事象による影響を受けた場合、数値要件を満たさずとも、資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたすおそれがあれば対象

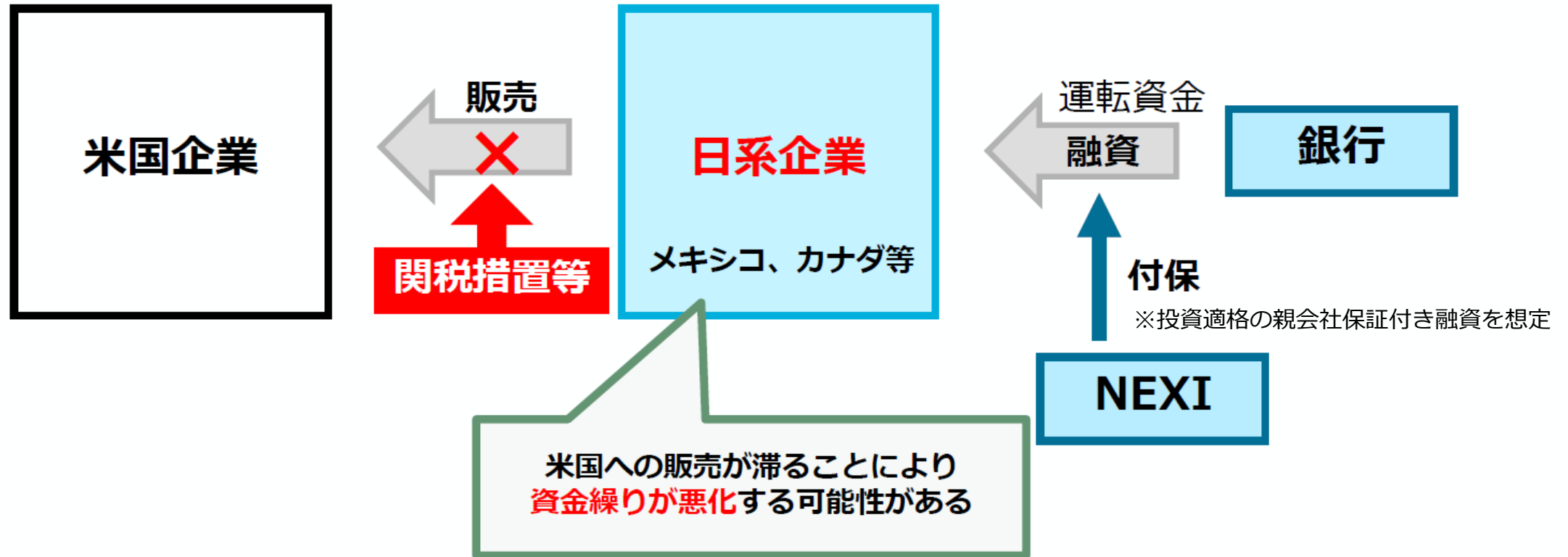
【制度内容】

対象資金	設備資金及び運転資金
貸付限度額	中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：4,800万円
貸付期間	設備資金15年以内、運転資金8年以内
据置期間	3年以内
貸付利率	基準利率（中小企業事業：2.05% 国民生活事業：2.70%） ＜令和7年4月現在＞

資金繰り・資金調達支援　　一資金繰り支援

県 (担当課)	電話番号	支援策	対象者	限度額	使途 融資期間	貸出利率 ①信用保証付き ②信用保証なし	信用保証利率
鳥取県 (企業支援課)	0857-26-7249	「令和7年度アメリカの関税引き上げによる経済変動」にかかる融資	アメリカの関税引き上げによる経済変動により影響を受けた中小企業者等のうち、次のいずれかの要件を満たすもの ア) 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5パーセント以上減少している者 イ) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5パーセント以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5パーセント以上減少することが見込まれる者 ウ) 最近1か月の売上総利益率（売上総利益(損失)÷売上高）又は営業利益率（営業利益(損失)÷売上高）が前年同月と比べ減少している者	2億8,000万円	運転・設備 10年以内 （措置3年以内）	年1.50% （変動金利）	年0.23% ～0.68%
島根県 (中小企業課)	0852-22-5883	協調支援型経営課題対応特別資金	次の①または②のいずれかに該当する中小企業者 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	2億8,000万円	10年以内 （設備資金・運転設備資金は据置期間3年以内。運転資金は据置期間1年以内）	年1.40% （固定金利） ※責任共有利率での利用のみになります。	①年 0.23%～ 0.95% ②年 0.34%～ 1.43%
岡山県 (経営支援課)	086-226-7361	経済変動対策資金	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている中小企業者又は組合 1) 中小企業信用保険法第2条第5項に定める特定中小企業者 ※不況業種に該当（直近の売上高が減少）し、経営の安定に支障を生じている中小企業者 2) 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3) 最近3か月間の売上高等又は利益率の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原油価格・物価高騰の影響により、最近1か月の売上高等又は利益率が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の月平均が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれる者	8,000万円	運転・設備 10年 （措置2年以内）	融資対象者 1～3 ：年1.65% 融資対象者4 ：当初2年間 0.50% ：3年目以降 1.15%	年0.45% ～1.52%
広島県 (経営革新課)	082-513-3321	緊急経営基盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア) 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが中長期的（概ね3年）には業状が回復する見込みのある者 イ) 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体（商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会）の推薦を受けた者 ウ) 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じているもの【経営安定関連保証5号適用※】※事業者の所在地を管轄する市長の認定が必要	4,000万円	運転 10年 （措置1年以内）	① 3年以内：0.9 5年以内：1.1 10年以内：1.3 ②対象者ア 上記に+0.3	年0.40% ～1.23%
山口県 (経営金融課)	083-933-3188	経営安定資金	・中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき市町長の認定を受けている中小企業者等 ・災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等 ・取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっている中小企業者等 ・経営の安定に著しい支障が生じ、倒産の危機に直面している企業で商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等が必要とする資金	8,000万円	10年以内 (据置2年以内)	5年以内： 年1.7% 5年超10年以内： 年1.8%	年0.34% ～1.76%

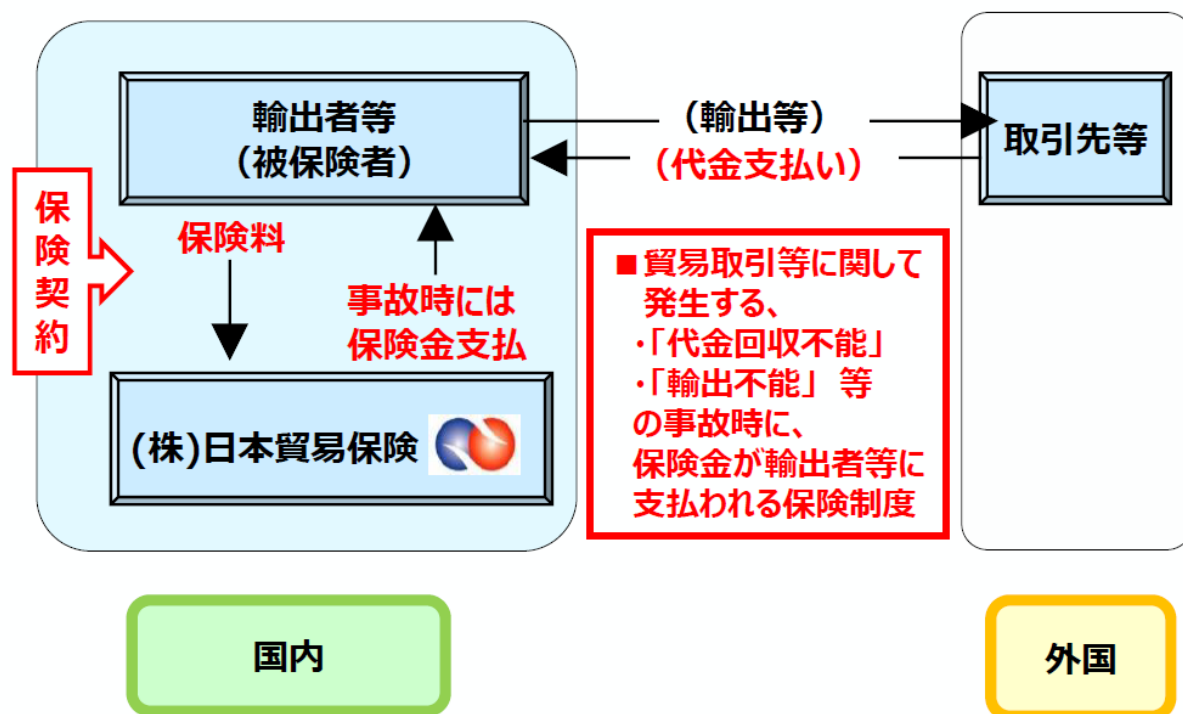
- 自動車サプライチェーンをはじめとする日本企業海外子会社の資金繰り悪化等に対応するため、日本貿易保険（NEXI）の貿易保険を通じて日本企業を支援。



- 貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引において生じる民間保険では救済できないリスクを**カバー**するもの。株式会社**日本貿易保険（NEXI）**が提供。
- 保険金支払事由は、戦争・テロ、経済制裁等が対象となる一方で、一般的な輸入関税措置は保険金支払事由とならないところ、**今回の米国の輸入関税措置に起因して、輸出契約が破棄され、代金回収不能等の損失が発生した場合は、保険金支払の対象とする。**

※関税措置決定前に有効な保険契約が対象。

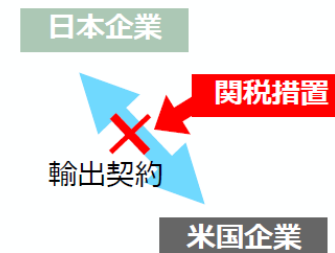
<貿易保険のスキーム>



<米国関税措置に関して保険金が支払われ得ると想定される事例>

【ケース1】代金回収不能

- 米国企業により輸出契約がキャンセルされ、代金回収が不能となった。
- ⇒ **回収不能となった損失**について保険金を支払い。



【ケース2】輸送費用(滞船料等)の増加

- 船積み後、関税適用除外の承認が下りるまでの間、現地の港にて滞船することになり、追加的な輸送費用（滞船料等）が発生。
- ⇒ 増加費用事故として**追加費用部分の損失**について保険金を支払い。



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

参考④



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
海外市場獲得のための、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

- 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、
①付加価値額の年平均成長率が3.0%以上増加
②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が
事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は
給与支給総額の年平均成長率が2.0%以上増加
③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上の事業者
※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ



お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、
優先的に採択
＜20次公募期間：4/25～7/25＞

中小企業新事業進出補助金

参考⑤

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

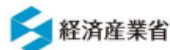
【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウントの取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅値上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	・ 収益納付は求めません。 ・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

米国の追加関税措置により大きな影響を受ける事業者は、
優先的に採択
＜1次公募期間：4/22～7/10＞

【事業スキーム】



問い合わせ先 新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)
<https://shinijigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。

自動車産業「ミカタプロジェクト」

- 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施。

「ミカタプロジェクト」（経産省予算事業：令和7年度当初6.2億円）

全国各地の支援拠点（県産業振興機構や中小機構）による伴走支援



窓口相談対応

サプライヤーとの対話により
現状・課題を分析



セミナー・実地研修

電動化の見通しや
基礎知識等をレクチャー



専門家派遣

戦略策定・技術開発・設備投資等
専門家が課題を解決

ステップアップ

**新事業進出等に向けた
設備導入等への補助**



新事業進出等への補助により、
設備投資等を支援

例) 新事業進出補助金1,500億円
(既存基金の活用)
生産性革命推進事業3,400億円
(R6補正) 等

相談

中堅・中小自動車部品サプライヤー



例：エンジン部品の製造



例：EV関連部品、電動車向け軽量部品の製造

攻めの業態転換・
事業再構築を実現



▼詳細はこちら



中堅・中小企業等の生産性向上・省力化・成長投資支援策

令和7年5月8日時点版

事業名	I 中堅・中小大規模 成長投資補助金 ※中堅企業利用可	II 中小企業成長加速化 補助金	III 中小企業新事業進出 補助金 優先採択	IV ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金 優先採択	V 中小企業省力化投資 補助金（一般型）	V 中小企業省力化投資 補助金（カタログ注文型）
予算額	総額3,000億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	1,500億円	3,400億円(生産性革命推進事業)の内数	3,000億円	
目的	生産性向上や事業規模拡大のために行う工場等の新設など大規模な設備投資を支援	売上高100億円を目指す成長指向型の中小企業の大胆な設備投資を支援	新市場・高付加価値事業への新規参入にかかる設備投資等を支援	生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援	業務プロセス自動化や生産プロセス改善、DX等の設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進	人手不足解消に効果がある汎用製品をカタログから選択・導入し、簡易で即効性がある省力化投資を促進
補助上限 補助率	・50億円 ・中堅・中小企業1/3	・5億円 ・中小企業1/2	・2,500万円～7,000万円 (3,000万円～9,000万円) ・中小企業等1/2 ■大幅賃上げ特例 (補助上限額を上乘せ) : 500万円～2,000万円	【製品・サービス高付加価値化枠】 ・750万円～2,500万円 (850万円～3,500万円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 【グローバル枠】 ・3,000万円 (3,100～4,000万円) ・中小企業1/2、小規模2/3 ■大幅賃上げ特例（補助上限額を上乘せ） : もの補助100万円～1,000万円、省力化投資100万円～2,000万円 ■最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引き上げ、小規模・再生事業者は除く） : もの補助、省力化投資(一般型)	・750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円) ・中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは 1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3	・200万円～1,000万円 (300万円～1,500万円) ・中小企業1/2
補助対象 経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費等	【共通】機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等 【グローバル枠のみ】海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費等	人手不足解消に効果があるロボットやIoT等カタログに登録された省力化製品（自動券売機、無人搬送車等）の導入に要する費用
要件	・従業員数2,000人以下 ・投資額10億円以上 ・賃上げ要件あり	・投資額1億円以上 ・売上高100億円の実現を目指す宣言を行っていること ・賃上要件あり	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦、付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件あり	付加価値額、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	労働生産性、給与支給総額、事業所内最低賃金等の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行	労働生産性向上や賃上げ等の要件を満たす事業計画に基づいて、販売事業者と共同で取り組む事業
公募	3次公募終了	3月 第1次公募要領公開 開始: 5月8日(木) 締切: 6月9日(月)	4月 第1回公募要領公開 開始: 6月中旬(予定) 締切: 7月10日(木)	4月 第20次公募要領公開 開始: 7月1日(火) 締切: 7月25日(金)	4月 第2回公募要領公開 開始: 4月25日(金) 締切: 5月30日(金) (公募回は年3～4回を予定)	随時受付中

第2回米国の関税措置に関する
中小企業支援機関の情報共有会議

**財務省・金融庁における米国の関税
措置への対応・対策について**

令和7年5月30日

岡山財務事務所

令和 7 年 5 月 8 日

各業界団体等代表者 殿

金融庁監督局長

伊藤 豊

「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」について

各金融機関におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

政府は、今般の米国の関税措置を踏まえ、令和 7 年 4 月 25 日に開催した第 3 回「米国の関税措置に関する総合対策本部」において、「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」を決定・公表しました（別紙 1、2 参照）。

各金融機関におかれましては、本パッケージ及び「米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について」（令和 7 年 4 月 22 日加藤財務大臣兼金融担当大臣談話）（別紙 3 参照）について、現場の第一線の職員等までの周知を徹底いただくとともに、顧客企業に対して適切に情報提供いただきますよう、お願いいたします。

以上

基本方針

- 米国の関税措置が、相互関税の一部につき適用を一時停止したとはいえ、自動車産業を始めとする我が国の産業・経済、そして、世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことに変わりはない。
- 引き続き、一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援など必要な支援に万全を期す。
- 米国との協議の状況や、関税措置による輸出入産業、関連する中小企業や地域経済、さらには国民生活への影響をよく注視し、躊躇なく追加的に必要な対応を行っていく。

緊急対応策

(1) 相談体制の整備

- J E T R Oに加えて日本政策金融公庫等（以下「公庫等」という。）など全国約1,000か所に特別相談窓口を設置し、事業者の相談にきめ細かく対応
- プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整備
- ホームページ等を通じた正確、迅速かつ丁寧な情報提供

(2) 影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

- 公庫等のセーフティネット貸付の利用要件緩和
 - ※ 関税措置による影響拡大等が見込まれる場合、状況をよく見極めた上で、5月以降適切なタイミングから、外的要因で業況悪化を来している事業者への金利引下げの対象拡大の実施を検討
- 公庫等のオンライン手続の周知・広報等により、融資申込から送金までの手続を迅速化
- 影響を受ける業種へのセーフティネット保証制度の適用や資本性劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援を拡大
- 官民金融機関に対し、相談窓口の設置・運営等も通じた事業者の状況把握や、既往債務の返済猶予や条件変更等を含めたより一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底を要請。貸付条件の変更状況に係る報告徴求・公表の頻度を強化
- 金融庁での専用相談ダイヤルの早急な開設
- 国際協力銀行の融資を通じた日本企業の海外事業支援
- 日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険を付保。関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合は輸出保険でカバー
- 「ミカタブプロジェクト」の強力な推進
 - 中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援
 - 今後の関税措置による影響を精査した上で、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する伴走支援を拡充
- 6年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援
- 納税猶予の柔軟な運用

(3) 雇用維持と人材育成

- 以下の施策により、雇用の不安定化を防ぐとともに、リ・スキリングの推進等により構造転換期における労働移動を適切に支援
 - 全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応
 - 雇用調整助成金等の雇用関係の助成金の手続の迅速化・活用促進により、短時間勤務や研修制度と併せた柔軟な支援を実施
 - ※ 今後の雇用の状況をよく把握し、必要が生じた場合には、適用要件の緩和など迅速な支援が受けられる措置を検討
 - 教育訓練給付の給付率引上げ（6年10月）
 - 教育訓練休業給付金の創設（7年10月）
 - 教育訓練給付や中小・中堅企業への訓練経費等の助成の充実・活用

(4) 国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

- 6年度補正予算や7年度予算に盛り込んだ施策の柔軟かつ早期の執行。以下の多面的な政策を通じ家計の可処分所得を拡大
 - 1.2兆円の所得税減税や大学生年代の子の特定扶養控除の年収要件の引上げ
 - 世帯当たり3万円の低所得者世帯への給付措置
 - 重点支援地方交付金を活用した地域商品券などの消費下支え、観光需要喚起策（「地域観光魅力向上キャンペーン」等）の展開
 - 7年度から拡充した高校・大学の無償化や育児休業給付等による教育・育児費用の軽減
 - 住宅購入等支援（子育てグリーン住宅支援事業）等
 - ※ 自動車関税による影響を見極め、必要に応じ国内需要対策のための効果的な施策を講ずることを検討
- 関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、以下のように物価高対策にも万全を期す
 - 夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施。必要ならば、更なる対応策を躊躇なく講ずることができるよう検討
 - 「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置（ガソリン・軽油10円、重油・灯油5円、航空機燃料4円）を5月22日から段階的に実施
 - 電力使用量の増加する7・8・9月の3か月について、電気・ガス料金支援を実施（5月中旬に詳細決定）

(5) 産業構造の転換と競争力強化

- ＜重点分野（半導体・蓄電池・医薬品・農産品等）＞
 - 国内投資や輸出を促進する補助制度・戦略分野国内生産促進税制や、経済安全保障分野での研究開発税制を活用し、戦略産業の育成を推進
 - A I・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施
- ＜GX分野＞
 - 以下の施策により、脱炭素化とエネルギー供給の強靱化を図りつつ、国内におけるGX投資を促進
 - 鉄鋼分野等の多排出製造業の大規模製造プロセス転換の推進
 - 蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断の推進
 - 大企業等と連携したスタートアップの実用化投資の推進
 - 再エネ・原子力の最大限の活用に向けた投資等の着実な推進 等
- ＜医薬品分野＞
 - 創薬エコシステムの構築を進め、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進し、革新的新薬を生み出すための民間投資を呼び込む体制を強化
 - バイオ医薬品等の国内製造体制の整備を推進
- ＜中小企業支援＞
 - 下請法等改正法案の早期成立による価格転嫁対策の徹底
 - 関税措置による影響を受ける中小企業に対し、「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」その他の中小企業の生産性向上に係るより幅広い補助金においても優先採択を実施
- ＜農林水産分野＞
 - 関税措置による影響を受ける農林水産事業者・食品事業者等に対して、新たな基本計画に基づく施策の方向性を踏まえ、生産体系等の転換に係る支援における優先採択を実施
- ＜多角化・新規販路開拓＞
 - 多角化や新規販路開拓（6年度補正予算等に盛り込んだグローバルサウス諸国における実証事業等への支援、J E T R O等を通じた中堅・中小企業の海外展開支援、農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援）を通じ、事業の多角化や代替市場の獲得を促進

米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ

令和7年4月25日

米国の関税措置に関する総合対策本部決定

1. 基本方針

米国の関税措置が、相互関税の一部につき適用を一時停止したとはいえ、自動車産業を始めとする我が国の産業・経済、そして、世界経済に大きな影響を及ぼしかねないことには変わりはない。引き続き、一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに、国内産業・経済への影響を把握・分析しつつ、資金繰り支援など必要な支援に万全を期す。

米国との協議の状況や、関税措置による輸出産業、関連する中小企業や地域経済、さらには国民生活への影響をよく注視し、躊躇なく追加的に必要な対応を行っていく。

2. 緊急対応策

(1) 相談体制の整備

自動車に対する追加関税が発効された4月3日の当日に、日本貿易振興機構（JETRO）に加えて日本政策金融公庫等など全国約1,000か所に特別相談窓口を設置しており、事業者からの相談にきめ細かく対応している¹。日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業の声に耳を傾け、事務的ではなく、寄り添った対応をしていく。くわえて、今後の状況の変化に応じ、プッシュ型の支援ができるよう省庁の地方支分部局や関連団体に相談窓口等の体制を整えていく。

また、ホームページ等を通じ、国民に正確、迅速かつ丁寧な情報提供を行っていく。

【令和6年度補正予算・令和7年度予算等の関連施策】

- ・日本政策金融公庫等による特別相談窓口の設置（内閣府・財務省・厚生労働省・経済産業省）
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（経済産業省）

等

1 ほかに、農政局等の食品輸出の一元的相談窓口（農林水産省所管）などで対応に当たっている。

（２）影響を受ける企業への資金繰りを始めとした支援の強化

関税措置により輸出が停滞又は取引条件が悪化する企業、特に中堅・中小企業への金融支援を強化する。取り分け影響の大きい中小企業への資金繰り支援として、日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付について、今般の関税措置による影響の拡大や長期化が見込まれる場合には、既に取り組んでいる利用要件緩和に加え、外的要因により業況悪化を来している事業者に応用している金利引下げ措置の対象拡大について、状況をよく見極めた上で、５月以降適切なタイミングからの実施を検討する。さらに、関税措置の影響を受ける業種に対するセーフティネット保証制度の適用や資本金劣後ローンの活用促進により、民間金融機関による支援拡大につなげるなど、資金繰り支援に万全を期す。また、融資申込みから送金までの手続の迅速化を図るべくオンライン手続を周知・広報する等の対応を取る。くわえて、相談窓口の設置・運営等も通じた事業者の状況把握や、既往債務に係る返済猶予や条件変更等を含めたより一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請するとともに、貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化や、金融庁での専用相談ダイヤルの早急な開設を行う。

国際的な取引についても、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）による融資を通じて日本企業の海外事業を支援するとともに、日本貿易保険を通じて、資金繰りの悪化した海外子会社に対する運転資金の融資等に対して保険の付保を行うほか、関税措置に起因する損失が保険金支払事由と認められる場合に輸出保険でカバーするなど機動的に対応する。

「ミカタプロジェクト」を強力に推進し、中堅・中小の自動車部品サプライヤーに対する経営アドバイスや施策紹介などを行うとともに、新事業への進出等に向けた設備導入や省力化投資への補助などの支援に円滑につなげる。さらに、今後の関税措置による影響を精査した上で、中小企業が抱える様々な経営課題に対応する相談体制や伴走支援の枠組みも活用しつつ、必要な予算を確保しながら、必要に応じて、自動車部品サプライヤー以外の業種に対する伴走支援を拡充し、適切な支援につなげる。

これらの措置に加え、納税猶予の柔軟な運用や令和６年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援なども含め、事業継続を下支えする支援策を整備する。

【令和6年度補正予算・令和7年度予算等の関連施策】

- ・日本政策金融公庫等による貸付けや信用保証協会による信用保証を通じた資金繰り支援（内閣府・財務省・厚生労働省・経済産業省）
- ・きめ細やかな資金繰り支援徹底の要請、貸付条件変更等に係る報告徴求・公表の頻度強化、金融庁相談ダイヤル開設（金融庁・財務省）
- ・国際協力銀行（J B I C）による関税措置の影響を受けた日本企業の海外事業支援（財務省）
- ・日本貿易保険による関税措置の影響を受けた日本企業に対する保険提供（経済産業省）
- ・ミカタプロジェクト（経済産業省）
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）（内閣府）

等

（３）雇用維持と人材育成

生産調整や減産によって雇用が不安定化することを防ぐため、全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応を行うとともに、雇用調整助成金を始めとした雇用関係助成金の手続の迅速化・活用促進により、短時間勤務や研修制度と併せた柔軟な支援を行う。また、今後の雇用の状況をよく把握した上で、必要が生じた場合には、適用要件の緩和など迅速な支援が受けられる措置を検討する。

リ・スキリングを推進するため、昨年成立した改正雇用保険法に基づき、教育訓練給付について、令和6年10月の給付率引上げと併せ、令和7年10月には教育訓練休暇給付金を創設する。また、教育訓練給付や職務に関連した専門的な知識・技能を習得させるための中小・中堅企業への訓練経費等の助成の充実・活用を図ることで、構造転換期における労働移動を適切に支援する。

【令和6年度補正予算・令和7年度予算等の関連施策】

- ・全国の労働局・ハローワーク等における丁寧な相談対応（厚生労働省）
- ・雇用関係助成金の手続の迅速化・活用促進（厚生労働省）
- ・教育訓練給付金の給付率の上限の引上げ（厚生労働省）
- ・教育訓練休暇給付金の創設等による、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進（厚生労働省）
- ・訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）
- ・公的職業訓練や事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の助成による人材育成の推進（厚生労働省）

等

（４）国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

昨年の経済対策に基づく令和６年度補正予算や、令和７年度予算に盛り込んだ施策について、今般の関税措置という新たな状況も踏まえ、従来の計画にとらわれず、柔軟かつ早期の執行に取り組む。特に、世帯当たり３万円の低所得者世帯への給付措置、住宅購入等支援（子育てグリーン住宅支援事業）、重点支援地方交付金を活用した地域商品券などの消費下支え、観光需要喚起策（「地域観光魅力向上キャンペーン」等）の展開、令和７年度から拡充した高校・大学の無償化や育児休業給付等による教育・育児費用の軽減、令和７年度税制改正に盛り込んだ１．２兆円の所得税減税や大学生年代の子の特定扶養控除の年収要件の引上げなど、多面的な政策を通じて、家計の可処分所得を拡大する。

自動車関税による影響を見極めた上で、必要に応じ国内需要対策のための効果的な施策を講ずることを検討する。

また、今回の関税措置が我が国の物価等に与える影響が不透明であることを踏まえ、物価高対策にも万全を期す。

米については、安定的な供給を通じて上昇した価格を落ち着かせるため、第３回の政府備蓄米の放出に続き、この夏の端境期まで、切れ目なく政府備蓄米が供給されるよう、夏まで毎月、政府備蓄米の売渡しを実施する。必要ならば、更なる対応策を躊躇なく講ずることができるよう、検討する。

ガソリン等については、いわゆる「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、現行の燃料油価格激変緩和対策事業を組み直し、定額の引下げ措置を、１か月程度の周知期間を経た上で、５月２２日から実施する^２。

同様に、足元の物価高に対応する観点から、暑くなる夏への対応として、電力使用量の増加する７・８・９月の３か月について、電気・ガス料金支援を実施する^３。

２ 定額の引下げ幅については、すぐに使える基金を活用し速やかに実施することや、足元の物価高にも対応する観点を踏まえ、旧暫定税率が課されているガソリン・軽油については１０円、旧暫定税率が課されていない重油・灯油については５円、航空機燃料については４円とする。定額支援への移行時において、補助後の市場価格の変動が大きくなるおそれがある場合は、流通の混乱が生じないように、１回あたりの変動幅を最大５円程度に抑えながら段階的に移行する。

３ その具体的な内容について、今後の燃料価格や電気料金の動向などを見極めた上で、５月中に決定する。

【令和6年度補正予算・令和7年度予算等の関連施策】

- ・重点支援地方交付金（低所得者世帯給付金・推奨事業メニュー）（内閣府）＜再掲＞
- ・子育てグリーン住宅支援事業（国土交通省・環境省）
- ・地域観光魅力向上事業（国土交通省）
- ・戦略的な訪日プロモーション（国土交通省）
- ・高等教育の無償化（多子世帯対象）（こども家庭庁）
- ・高校無償化の先行実施（文部科学省）
- ・高校生等奨学給付金の拡充（文部科学省）
- ・児童手当及び児童扶養手当の拡充の着実な実施（こども家庭庁）
- ・育児休業給付の拡充（出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設）（厚生労働省）
- ・基礎控除の引上げ等の所得税等の減税（財務省・総務省）
- ・大学生年代の子等を対象とする特定親族特別控除の創設（財務省・総務省）
- ・政府備蓄米の売渡し（農林水産省）
- ・燃料油価格定額引下げ措置（経済産業省）
- ・電気・ガス料金負担軽減支援事業（経済産業省）

等

（５）産業構造の転換と競争力強化

今般の関税措置を契機に、中長期の視点に立ち、国内回帰投資の推進、サプライチェーンの再構築、輸出市場の多角化や新たな販路開拓を加速させる。重点分野（半導体・蓄電池・医薬品・農産品等）における国内投資や輸出を促進する補助制度・戦略分野国内生産促進税制や、経済安全保障分野での研究開発税制を活用し、戦略産業の育成を推進する。

具体的には、A I ・半導体産業基盤強化フレームに基づき、先端・次世代半導体の国内生産拠点の整備や研究開発支援を着実に実施することにより、国内のA I ・半導体産業を育成し、地域経済の大きな^{けん}牽引役とする。

また、G X分野について、鉄鋼分野等の多排出製造業の大規模製造プロセス転換や、蓄電池・ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力などの国内製造サプライチェーン構築、企業の省エネ設備投資・省エネ診断、大企業等と連携したスタートアップの実用化投資等を進めるとともに、再生可能エネルギー・原子力の最大限の活用に向けた投資等を着実に推進することなどにより、脱炭素化とエネルギー供給の強靱化を図りつつ、国内におけるG X投資を促進する。

医薬品分野については、日本を「創薬の地」とするための創薬エコシ

システムの構築を進め、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進し、革新的新薬を生み出すための民間投資を呼び込む体制を強化するとともに、バイオ医薬品等の国内製造体制の整備を推進する。なお、医薬品の輸入動向について注視する。

多くの中小企業が人手不足や物価高などの課題に直面し、さらに、今般の関税措置により経営の不確実性が高まっている中、中小企業の賃上げ原資の確保・拡大を後押しするため、価格転嫁の徹底や生産性向上に係る各種支援を行う。特に、中小企業の賃上げを定着させていくために、その原資の確保に必要不可欠な価格転嫁対策を徹底するため、今国会に提出している下請法等改正法案の早期成立に向けて着実に取り組む。その上で、今般の関税措置による影響を受ける中小企業に対して、既に優先採択を行うこととしている「ものづくり補助金」や「新事業進出補助金」に加え、中小企業の実産性向上に係るより幅広の補助金においても優先採択を行う。

また、農林水産分野については、新たな「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）に基づく施策の方向性を踏まえつつ、今般の関税措置による影響を受ける農林水産事業者・食品事業者等に対しても、生産体系等の転換に係る支援における優先採択を行う。

令和6年度補正予算等に盛り込んだグローバルサウス諸国における実証事業等への支援、JETROなどを通じた中堅・中小企業の海外展開支援や農林水産事業者・食品事業者等の輸出支援により、多角化や新規販路開拓を通じて、事業の多角化や代替市場の獲得を促進する。

【令和6年度補正予算・令和7年度予算等の関連施策】

- ・先端半導体の国内生産拠点の確保や重要物資の安定供給のためのサプライチェーン強靱化支援などAI・半導体産業基盤強化フレームに基づく支援（経済産業省）
- ・「GX2040ビジョン」等を踏まえた、国内におけるGX分野の投資促進（経済産業省・環境省）
- ・省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金（経済産業省）
- ・中小企業等エネルギー利用最適化推進事業（経済産業省）
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府）
- ・創薬エコシステム発展支援事業（厚生労働省）
- ・創薬クラスターキャンパス整備事業（厚生労働省）
- ・バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業（厚生労働省）
- ・中小企業取引対策事業（経済産業省）
- ・中小企業生産性革命推進事業（経済産業省）

- ・ 中小企業新事業進出促進事業（経済産業省）
- ・ グローバルサウス未来志向型共創等事業（経済産業省）
- ・ 安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業（総務省）
- ・ 地域経済の成長につながる海外展開支援事業（経済産業省）
- ・ 認定品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化（農林水産省）
- ・ 国際的な認証の取得支援による輸出環境整備（農林水産省）
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備（農林水産省）
- ・ グローバル産地づくりの推進（農林水産省）
- ・ JETROによる戦略的輸出拡大サポート（農林水産省）
- ・ 輸出支援プラットフォームによる輸出支援体制の強化（農林水産省）

等

米国の関税措置に伴う影響を踏まえた対応について
(加藤財務大臣兼金融担当大臣談話)

令和7年4月22日
財務省・金融庁

米国の関税措置に伴う影響を踏まえ、今般、以下の要請及び対応を実施することといたしますので、引き続きの御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

(1) 金融機関に対する要請

4月3日に関係省庁とともに「米国自動車関税措置等に伴う影響を踏まえた金融上の対応等について」とする要請をさせていただいておりますが、引き続き、金融機関においては、今般の米国の関税措置に伴う影響を受ける中小企業・小規模事業者をはじめとする事業者の資金繰りに重大な支障を来することがないように、相談窓口の設置・運営等も通じて事業者の業況や資金需要を積極的に把握するとともに、既往債務に係る返済猶予や条件変更等を含めた、より一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底をよろしくお願いいたします。

特に政府系金融機関においては、引き続き、先般設置した特別相談窓口等を通じて、対象要件が緩和されたセーフティネット貸付の活用を積極的に提案するなど、より一層のきめ細やかな資金繰り支援の徹底をよろしくお願いいたします。

(2) 金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表の頻度の強化

全国津々浦々の金融機関できめ細やかな資金繰り支援が徹底されているかを着実にモニタリングするとともに、その状況を着実に周知すべく、現在は6か月毎に実施している、金融機関における貸付条件の変更等の状況に係る報告徴求・公表について、本年4月実績分より、銀行及び政府系金融機関は1か月毎、協同組織金融機関は3か月毎に実施するものとして、頻度を強化してまいります。金融機関においては、本対応に係る御負担をお願いすることになりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

(3) 「米国の関税措置に伴う影響に関する金融庁相談ダイヤル」の設置

米国の関税措置に伴う影響を受け、あるいは影響が懸念される事業者の方々からの御相談を受け付けるべく、金融庁に専用の相談ダイヤルを早急に設置いたします。今後の資金繰りへの不安に関する御相談などに幅広く御活用いただければと思います。

第2回米国の関税措置に関する 中小企業支援機関の情報共有会議

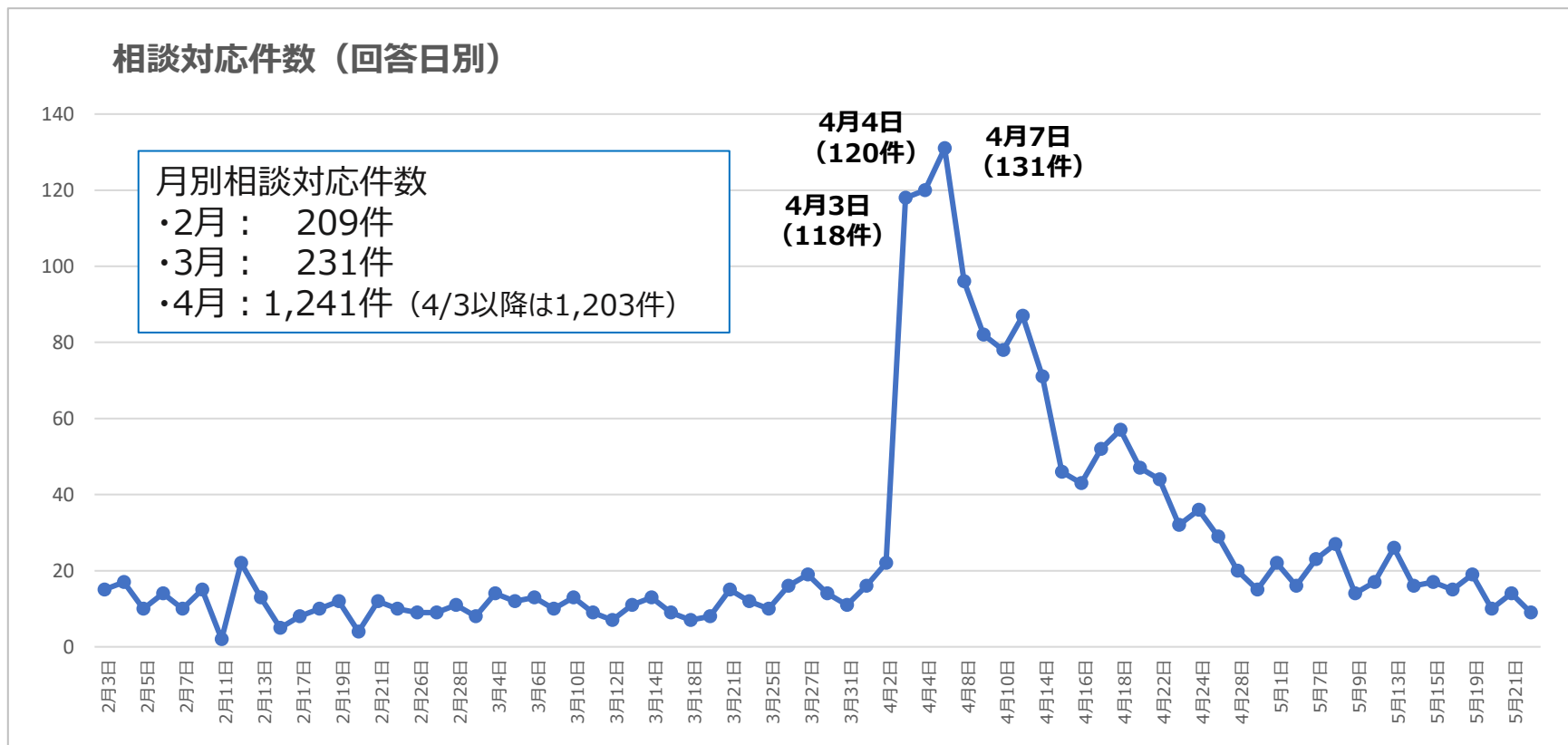
説明資料

ジェトロ岡山貿易情報センター 若林利昭

2025年5月30日

1 米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口への相談傾向①

- 2月2日に日本企業相談窓口をジェットロに設置。5月22日までに約1,900件の相談に対応。
- 自社の製品に何%の関税が適用されるのか(約800件)、自社の製品が関税措置の対象になるのか(約670件)、といった質問が大半。
- 4月3日(日本時間)の相互関税発表後は、急激に増加し、1,400件を超える相談に対応。

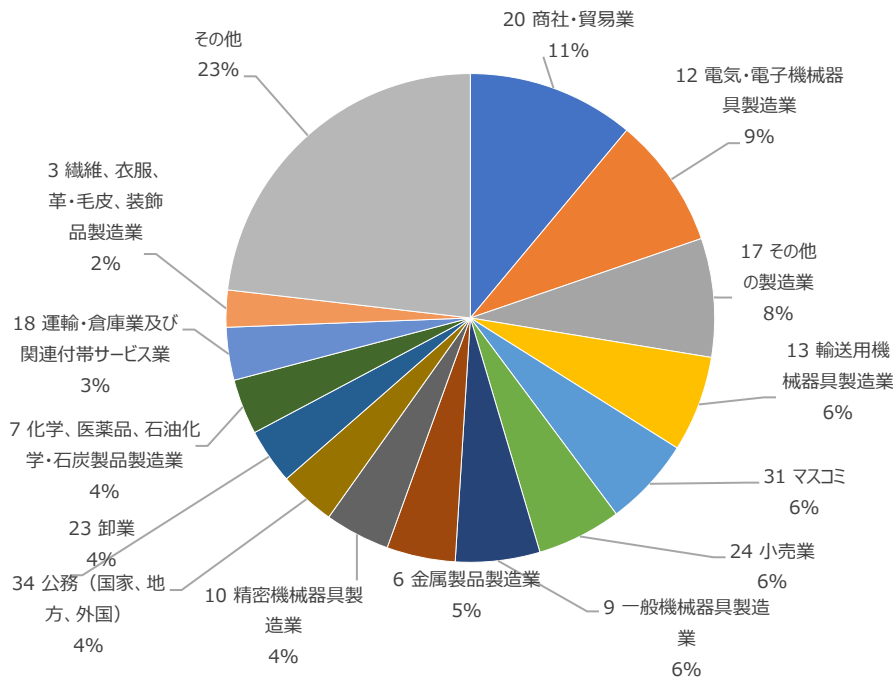


※上記のデータは、後日、JETROのデータベース上に登録される相談案件もあるため、日別の対応件数は変動する

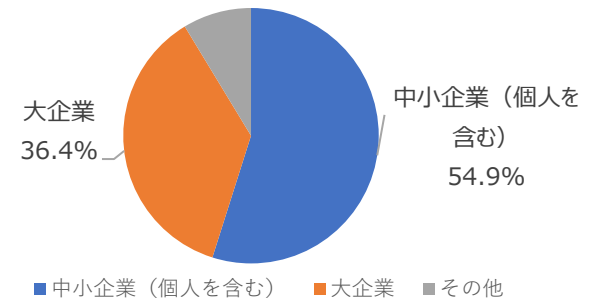
2 米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口への相談傾向②

- 業種別では、自動車や機械関連など製造業が最も多いが、商社・貿易事業者や小売卸など流通関係の企業からも多く相談を受けている。
- 企業規模では中小企業（個人含む）が54.9%、大企業が36.4%。

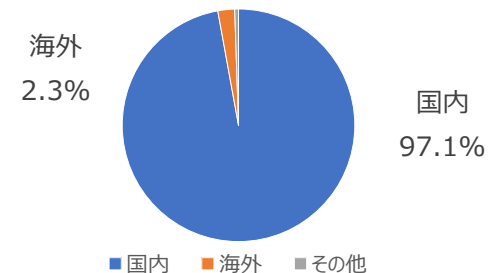
相談者業種別（国内回答分）



相談者規模別（国内回答分）



相談者所在地（国内/海外）



※後日、JETROのデータベース上に登録される相談案件もあるため、対応件数は変動する

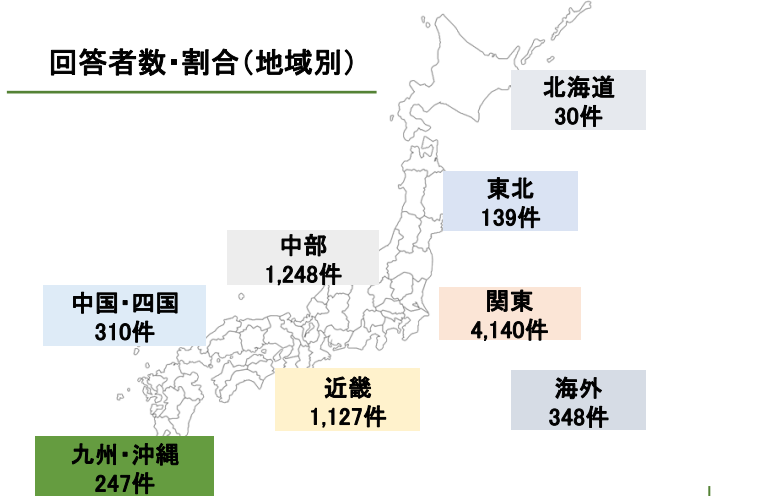
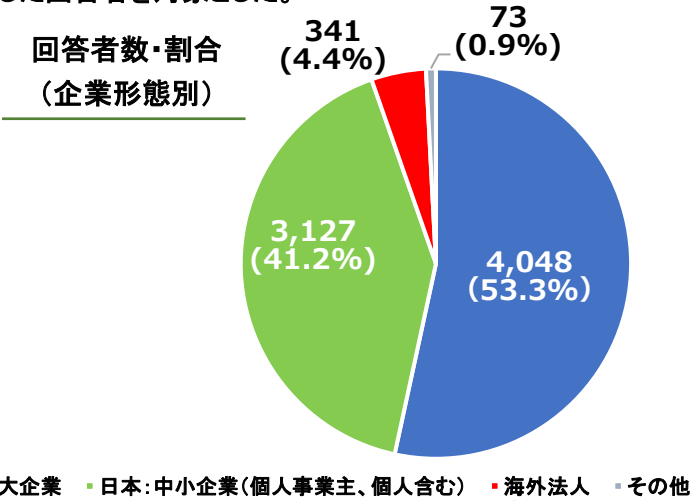
3 | 岡山県企業からの照会内容事例

- ◆ 自社の製品に**何%の関税が適用**されるのか教えてほしい
- ◆ 自社の製品が**関税措置の対象になるのか**教えてほしい
- ◆ **デミニミス（非課税基準額）ルール**について教えてほしい
- ◆ **関税の計算方法**について教えてほしい
- ◆ **トランプ関税のわかりやすい資料**を提供してほしい

4 | 米国トランプ政権の追加関税に関するクイック・アンケート調査

- 調査期間:2025年4月11～16日
 - 調査対象:4月18日開催 ジェトロ主催「【緊急ウェビナー】トランプ政権の関税政策:企業が知っておくべきポイント」の申し込み者(注)(回答者:7,589件)
 - URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/trump2_administration/survey202504.pdf
- (注)上記ウェビナーの申し込み者のうち、法人格として営利企業、個人事業主、組合などを選択した回答者を対象とした。

回答者数・割合(業種別)				(単位: 者、%)	
			回答者数	構成比	
全業種			7,589	100	
業種別					
製造業	回答者数	構成比	非製造業	回答者数	構成比
	4,901	64.6		2,688	35.4
電気・電子機械器具	961	12.7	商社・貿易業	814	10.7
化学、医薬品、 石油化学・石炭製品	591	7.8	運輸・倉庫業及び 関連付帯サービス業	438	5.8
輸送用機械器具	459	6.0	金融業	326	4.3
食料・飲料品、 たばこ、飼料等	425	5.6	卸業	236	3.1
精密機械器具	395	5.2	小売業	162	2.1
一般機械器具	380	5.0	情報処理サービスおよび コンピュータソフトウェア事業	100	1.3
金属製品	272	3.6	工事、建設業 (建設、土木、設備等の各工事)	98	1.3
ゴム、プラスチック製品	204	2.7	出版・印刷、同関連産業	73	1.0
鉄鋼、非鉄金属	194	2.6	鉱業(金属、非金属、石油、ガス、 石炭等)	60	0.8
繊維、衣服、 革・毛皮、装飾品	136	1.8	農林水産業	55	0.7
医療機器	104	1.4	保険業	42	0.6
窯業、ガラス・土石製品	83	1.1	その他非製造業	284	3.7
木材、パルプ、紙製造、 および各製品	48	0.6			
その他製造業	649	8.6			



左図注1:複数回答ありのため、業種の回答数は実際の回答者数と異なる。
左・右上図注2:構成比は小数点以下を四捨五入しているため、必ずしも合計が100にならない、以下同じ。
左図注3:回答企業数30社未満の非製造・製造業業種は[その他非製造業/その他製造業]に含めて掲載。

5 | 調査結果のポイント

■ ベースライン関税・相互関税の影響大

- ❖ 最も影響の大きい関税措置は、一律10%のベースライン関税・相互関税。「影響がある」「今後影響が出る可能性がある」を合わせ8割超に影響。対象国・品目を絞ったカナダ・メキシコへの追加関税、鉄鋼・アルミ関税、自動車・同部品関税は、それぞれ約半数が影響を受ける恐れがある。

■ 日本から米国向け輸出の減少が最大の懸念

- ❖ 追加関税の具体的な影響は「日本から米国向け輸出の減少」が63.1%で最多。「全世界的な景気後退に伴う売上高・利益率の減少」も半数以上(52.6%)が回答し、追加関税の間接的な影響も懸念点に。「第三国拠点からの米国向け輸出の減少」も42.5%に上り、日本企業のグローバルサプライチェーンに幅広い影響が出る可能性。

■ 正確な情報把握が大きな課題に

- ❖ 関税措置が多様化・複雑化している中、関税の仕組みや関税率の正確な把握が大きな課題に。急な政策変更により通関手続きが遅れることへの懸念もみられる。関税コストを製品価格に転嫁することで売り上げ減少につながることへの警戒や、米国による関税措置だけでなく他国の報復措置による影響を指摘する声も聞かれた。

■ 対応策は価格転嫁がトップ、自社内でのコスト削減も一定数

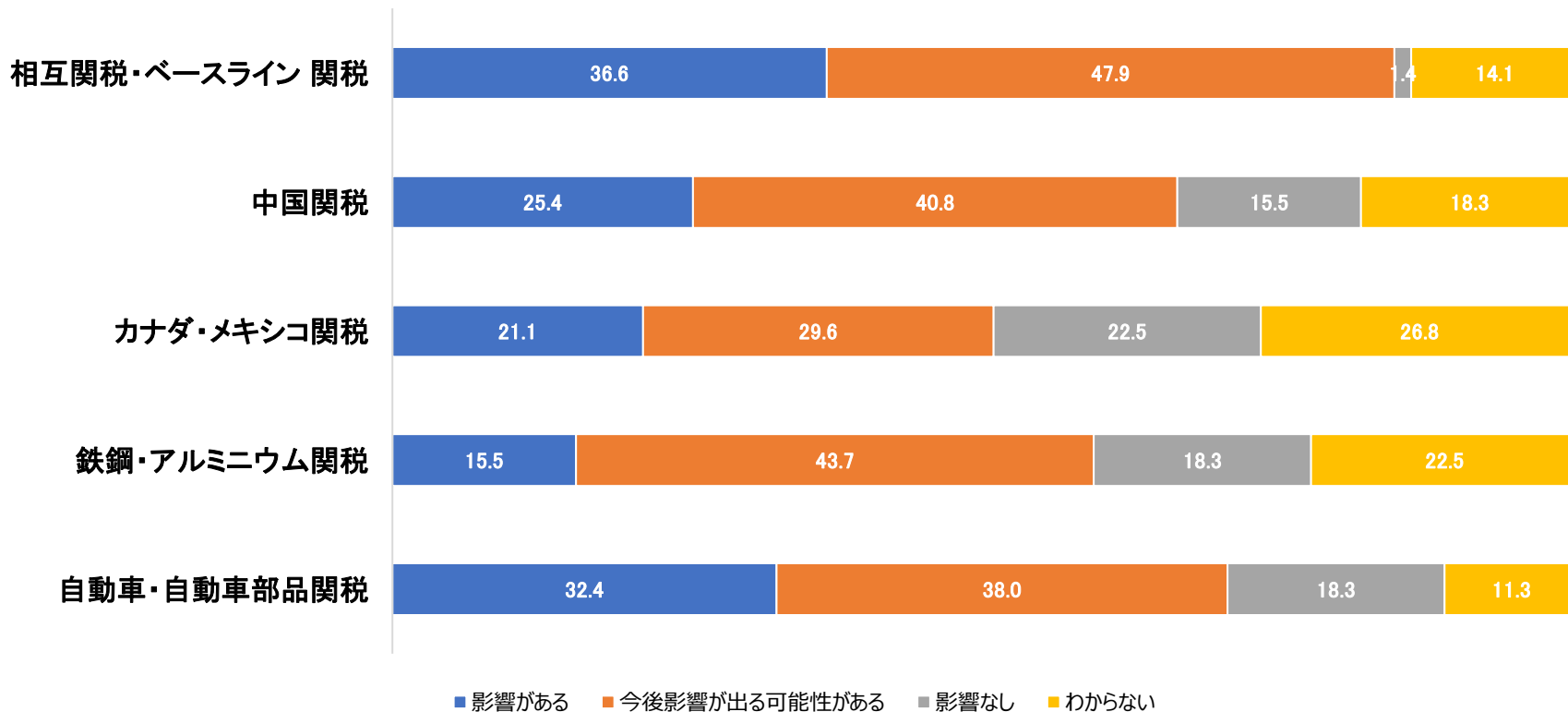
- ❖ 追加関税への対応策として、38.8%が「顧客への価格転嫁」を実施・検討。一方、「自社内でのコスト削減(関税コストの吸収含む)」も28.9%に上り、輸入コスト増への対応は分かれている。製造業では、精密機械器具や電気・電子機械器具が価格転嫁に積極的。

■ 最も必要とされる支援は最新情報の提供

- ❖ 現状求める支援としては、「関税措置等の最新情報に関するアップデート」が72.9%と、二転三転する関税政策の正確な内容把握に資する支援へのニーズが大きい。

6 追加関税の影響有無(岡山県企業)

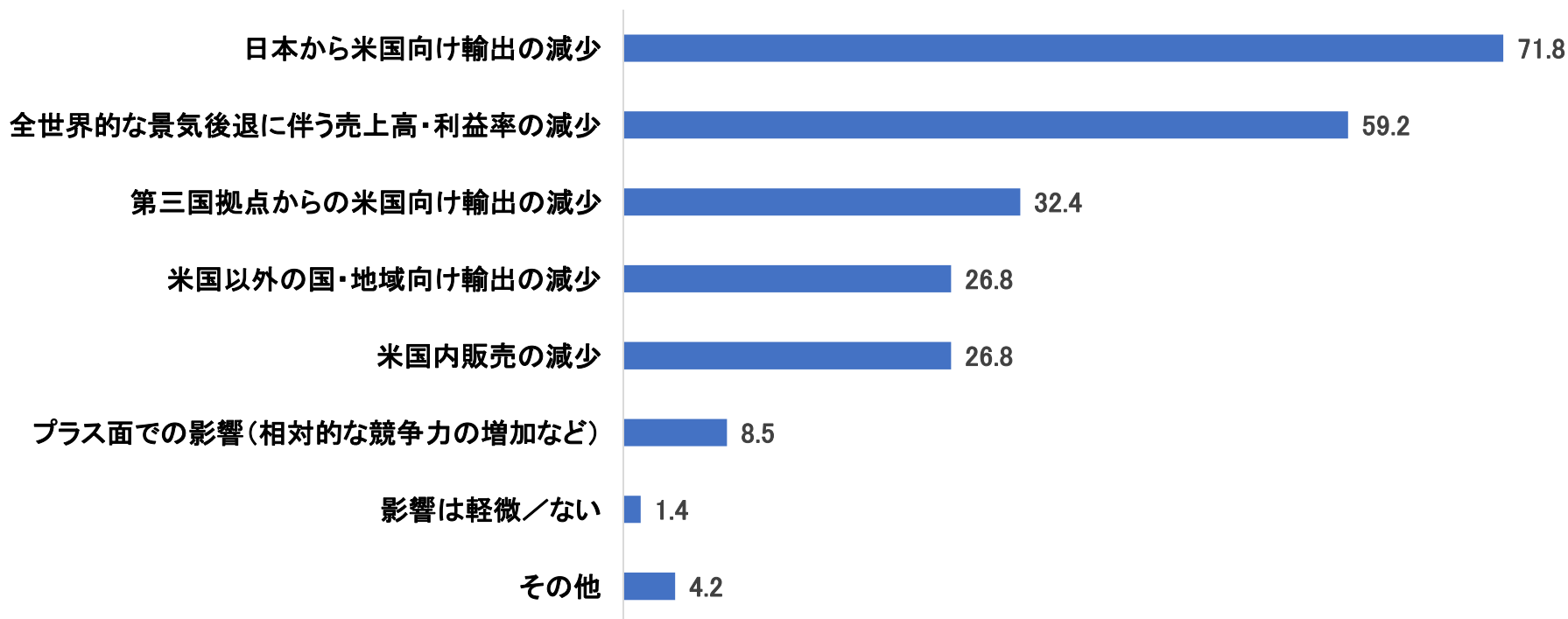
- 最も影響の大きい関税措置は、一律10%の相互関税・ベースライン関税。「影響がある」「今後影響が出る可能性がある」を合わせ8割以上に影響。
- 自動車・同部品関税についても、「影響がある」「今後影響が出る可能性がある」を合わせ7割以上に影響。



n=71

7 追加関税措置がビジネスに与える影響(岡山県企業)

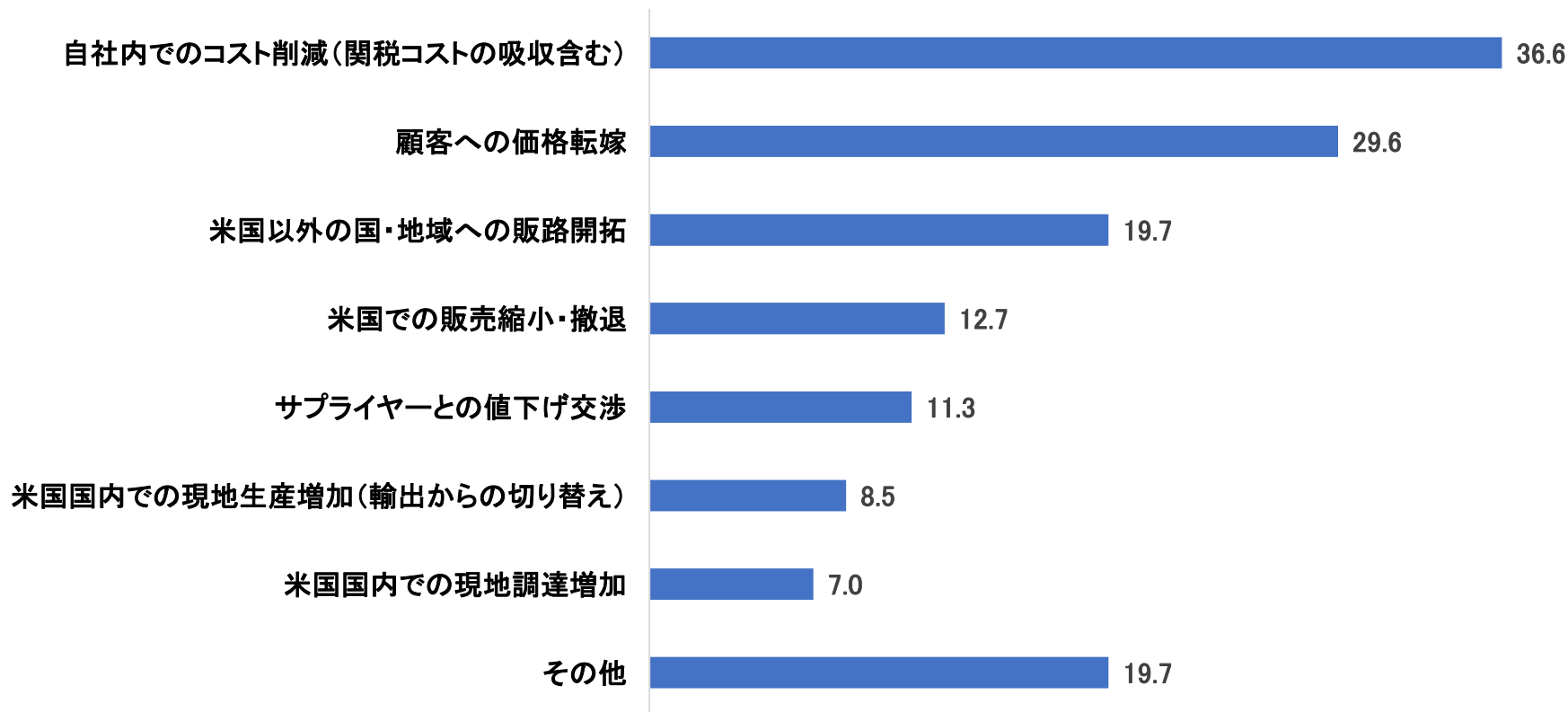
- 追加関税の具体的な影響は「日本から米国向け輸出の減少」が7割強で最多。
- 「全世界的な景気後退に伴う売上高・利益率の減少」も約6割が回答。



n=71

8 追加関税措置への対応策(岡山県企業)

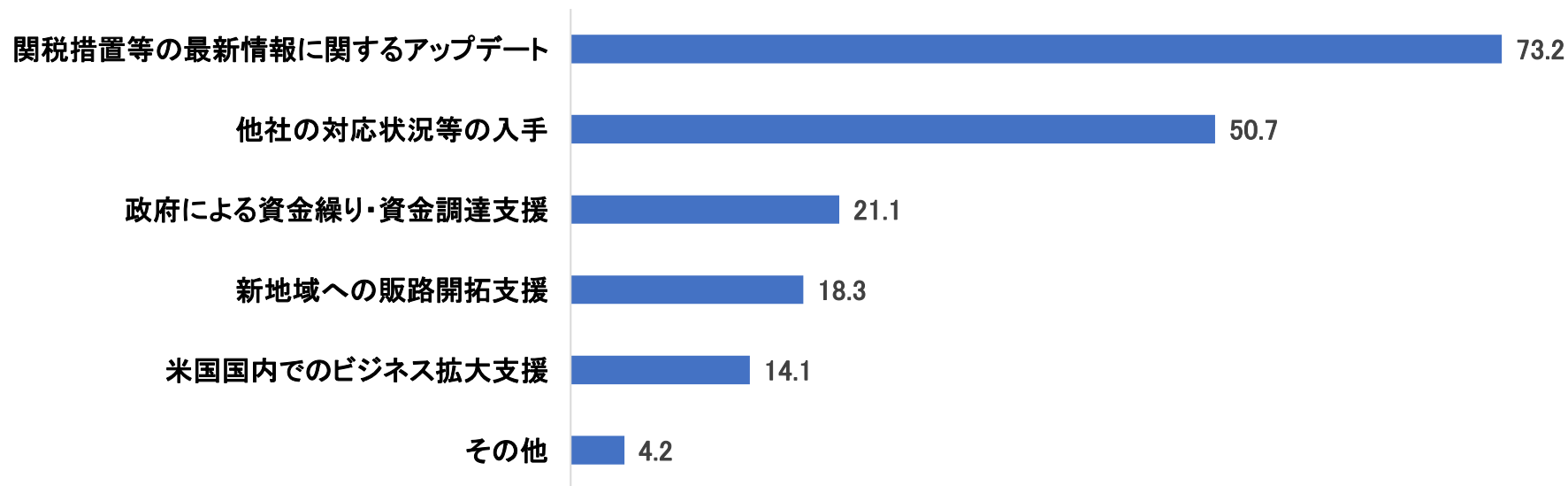
- 追加関税への対応策として、4割近くが「自社内でのコスト削減(関税コストの吸収含む)」を実施・検討。一方、「顧客への価格転嫁」も3割弱だった。



n=71

9 | 求める支援(岡山県企業)

- 求める支援は、「関税措置等の最新情報に関するアップデート」が7割強に上り、「他社の対応状況等の入手」とあわせて、**情報ニーズが高い**ことがうかがえる。



n=71

10 | リンク集(ジェトロウェブ)

■ 特集 第2次トランプ政権の動向

⇒トランプ政権の動向にかかる様々な情報を随時ご紹介

■ 米国トランプ政権の関税政策の要旨

⇒発動された関税措置の要旨、最新動向をご紹介

■ 米国関税措置に伴う日本企業相談窓口

⇒無料でのご相談に対応

■ 北米ニュースレター“North American News Briefs”

⇒北米の最新ビジネス情報をご提供